

令和8年3月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 令和8年3月26日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第3号 指定金融機関の指定について  
議案第4号 高浜市行政手続条例の一部改正について  
議案第5号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について  
議案第6号 高浜市犯罪被害者等支援条例の制定について  
議案第7号 高浜市水道事業及び下水道事業審議会条例の制定について  
議案第8号 高浜市上水道事業給水条例及び高浜市公共下水道条例の一部改正について  
議案第9号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  
議案第10号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について  
議案第11号 高浜市職員の旅費に関する条例の一部改正について  
議案第12号 高浜市事務分掌条例の一部改正について  
議案第13号 高浜市障害者扶助料支給条例の一部改正について  
議案第14号 高浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について  
議案第15号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について  
議案第22号 令和8年度高浜市一般会計予算  
議案第23号 令和8年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算  
議案第24号 令和8年度高浜市土地取得費特別会計予算  
議案第25号 令和8年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算  
議案第26号 令和8年度高浜市介護保険特別会計予算  
議案第27号 令和8年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第28号 令和8年度高浜市水道事業会計予算  
議案第29号 令和8年度高浜市下水道事業会計予算  
請願第1号 加齢性難聴者への補聴器購入費助成を求める請願
- 日程第2 議案第32号 調停申立て等について

（日程追加）

議員提出議案第1号 高浜市議会委員会条例の一部改正について

議員提出議案第2号 高浜市議会会議規則の一部改正について

日程第3 議会改革特別委員会の中間報告について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	橋本友樹	2番	荒川義孝
3番	神谷直子	5番	野々山啓
6番	今原ゆかり	7番	福岡里香
8番	岡田公作	9番	長谷川広昌
10番	北川広人	11番	鈴木勝彦
12番	柴口征寛	13番	倉田利奈
14番	黒川美克		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	杉浦康憲
副 市 長	深谷直弘
教 育 長	岡本竜生
企 画 部 長	野口恒夫
総合政策グループリーダー	榊原雅彦
総合政策グループ主幹	原田優
秘書人事グループリーダー	京極昌彦
行政グループリーダー	久世直子
財務グループリーダー	平川亮二
市 民 部 長	岡島正明
税務グループリーダー	西口尚志
福 祉 部 長	竹内正夫
こども未来部長	磯村順司
こども育成グループリーダー	板倉宏幸
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都 市 政 策 部 長	杉浦睦彦
土木グループリーダー	島口靖

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	内 藤 克 己
主 任	立 花 容 史 枝
主 事	大 岡 靖 治

議事の経過

○議長（神谷直子） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

---

午前10時00分開議

○議長（神谷直子） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を始めます。初めに、3月18日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る3月18日に委員全員出席の下、議会運営委員会を開催し、市長より議案第32号が追加提出され、説明を受けた後、その取扱いについて検討しました結果、本日、日程を追加し、議案上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決の順序で行うことに決定いたしました。

皆様方の御協力をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（神谷直子） 本日の議事日程は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、議案第32号、以上、議案1件を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおりといたします。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（神谷直子） 日程第1 常任委員会及び特別委員会の付託案件を議題とし、付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、荒川義孝議員。

〔総務建設委員長 荒川義孝 登壇〕

○総務建設委員長（荒川義孝） 御指名をいただきましたので、総務建設委員会の報告を申し上げます。

去る3月17日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託された議案7件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について報告申し上げます。

議案第3号 指定金融機関の指定について、委員より、書類審査の結果はプロポーザルではないやり方かと思うが、こういった過程を経てこのような調査を行ったかとの問いに、コンペ方式と呼び、この方式にした過去の経緯があり、昭和50年4月から平成17年5月まで、3金融機関で輪番制を取っていた。その後、平成17年に入り、輪番制を見直したい申出があり、今回と同じような条件を提示して継続しているとの答弁でした。

議案第4号 高浜市行政手続条例の一部改正について、委員より、今回の改正は行政庁の電子機器に備えられたファイルに記録された公示事項を閲覧者の電子機器に表示する方法となっているが具体的な運用はとの問いに、市の公式ホームページ上に公示送達のページを設け、行政庁の電子計算機、パソコンに備えられたファイルに記録された公示事項を登録して、インターネットを通じて公表できるので、この方法を考えているとの答弁でした。

議案第5号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、委員より、今回の税率改定の必要性はとの問いに、平成30年度以降、多くの自治体が標準保険税率を参考に税率を引き上げてきたが、本市では歳入不足の対応として国民健康保険支払準備基金を活用し、他市と比べ低い税率に抑えてきた。しかし、基金を活用しても歳入不足を補うことができない状況となり、健全な国民健康保険財政を継続するために税率を見直す必要性が生じたため、税率改定を実施するとの答弁でした。

議案第6号 高浜市犯罪被害者等支援条例の制定について、委員より、条文7条に相談及び情報の提供等に防災防犯グループに総合窓口を設置すると規定されている。当然、人材育成が必要かと思うがその考え方はとの問いに、総合的窓口は防災防犯グループに設置し、市として相談を受ける入口となる。当然、職員の研修等については、県主催の研修等に参加しているが、まずは窓口の目的として犯罪被害に遭われた方が相談に来られた際にたらい回しにしないためにも、庁内他部局、サポートセンターあいちなどの民間事業者、警察及び県と連携する上での窓口と考えている。職員研修については、逐次、行っていきたいと考えているとの答弁でした。

議案第7号 高浜市水道事業及び下水道事業審議会条例の制定について、委員より、今後の水道、下水道事業の経営環境の悪化や将来予測の審議を行うと考えているが、審議結果に基づいての取組はとの問いに、審議いただいた結果に基づいて、今後の経営の在り方などを検討していただき、持続可能な上下水道の運営や管路の耐震化の推進を図っていきたいと考えているとの答弁でした。

議案第8号 高浜市上水道事業給水条例及び高浜市公共下水道条例の一部改正について、委員より、災害時、その他非常事態の緊急な対応が必要な状況時に一時的に緩和する取組だと思うが、具体的な例を示し、その内容の説明をとの問いに、現行の条例では災害時であっても市長が指定した者以外は給水装置、排水設備工事を行うことができない。能登半島地震では、給排水に係る配管の破損が多発し、その地域の指定工事事業者等だけでは対応ができなかったことから、復旧

が長期化した。

このことを踏まえ、国土交通省より災害等の場合において、他の地方公共団体の長が指定した者が施行できるよう、条例に規定を設ける旨の技術的助言があったとのことから改正に至ったとの答弁でした。

議案第9号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、委員より、補償基礎額及び補償加算額の変更によって損害補償金に変更になる。様々な条例により計算されると考えるが一定の状況下の下、具体的に総額が幾ら増額となるかとの問いに、勤続20年以上の団員の場合で最も影響が大きいのは、配偶者が受ける遺族補償一時金が37万円の増加となり、一時金として1,167万円を受けることになる。最少の影響額については、休業補償が1日当たり222円の増加となり、1日当たりの支給額は7,002円と試算されるとの答弁でした。

なお、本委員会において、自由討議を実施する案件はございませんでした。

採決結果を申し上げます。

議案第3号、議案第4号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、いずれも挙手全員により原案可決。

議案第5号は、挙手多数により原案可決。

以上が、総務建設委員会に付託された議案に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

以上、委員長報告とさせていただきます。

〔総務建設委員長 荒川義孝 降壇〕

○議長（神谷直子） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、次に福祉文教委員長、今原ゆかり議員。

〔福祉文教委員長 今原ゆかり 登壇〕

○福祉文教委員長（今原ゆかり） 御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告をさせていただきます。

去る3月18日午前10時より、委員全員と副市長をはじめ関係職員出席の下、付託されました議案6件、請願1件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第10号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、委員より、駐車場は1か月5,000円を上限にするとあるがこれに該当する職員はいるのか。今現在、対象の職員と平均の月額はその問いに、5,000円が上限の職員はいない。対象の職員数については正規職員が152名、会計年度任用職員が85名の237名となる。1,200円が月額となるので、年間1万4,400円。こちらが平均値になると考えていると答弁。

議案第11号 高浜市職員の旅費に関する条例の一部改正について、委員より、新たに包括宿泊費が設けられパックツアーとなると思うが、これを使うときは旅行者の見積りもしくは領収書を添付すれば精算されるという考えでいいのかとの問いに、包括宿泊費は交通運賃と宿泊費を合わせたものになるのでパック料金になる。本人に支給する場合については、本人から領収書など証拠書類を提出してもらった場合と宿泊プランを提供する旅行役務者に対しても今回の条例で直接、旅費を支給することができるようになる。旅行提供会社等から契約に基づき請求書の提出があった場合は、その請求書に基づきその旅行役務提供者に対して旅費の支給をすることもできると答弁。

議案第12号 高浜市事務分掌条例の一部改正について、委員より、今まで、財政、人事、企画が行財政改革というようなことをやってきたと思うが、そこと今回新設される行財政改革グループ、これはそこら辺のグループとどのように連携をして市の行財政改革をやっていくのかとの問いに、今回、行財政改革グループができて中心的に行財政改革を進めていく。それぞれプロジェクトを進めていく中には、人事、企画、財政の職員が事務局となって入っているので、行財政改革グループを下で支えていくような形で共に連携して進めていく予定と答弁。

他の委員より、この直轄組織の行財政改革推進というのは、ある程度、期限を切ってやっていくのか。それとも常に改革ありきということでやっていくつもりなのかとの問いに、今回の目的は行財政改革プランの作成を目的として行っていくものになる。現状は、1年間、こちらをしっかりと進めていくことを想定していると答弁。

議案第13号 高浜市障害者扶助料支給条例の一部改正について、質疑はありませんでした。

議案第14号 高浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、委員より、本制度については申込状況や受入れ準備が進んでいるとのことだが、制度開始後に利用者の声や現場の負担、受入れ体制の課題などをどのように把握をし、必要な見直しにつなげていくのかとの問いに、今、申請と面接等を順次行っており、昨日の時点で17人の申込みがあった。定員5名で、午前、午後で1日10人、月から金までの5日間で50人。いわゆる定期型の利用ということで週1回の時間の利用を行って、2.5時間掛ける4週の10時間の利用ということを想定している。受入れに対しての準備については、おおむね順調に進んでいると答弁。

議案第15号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、委員より、照明施設は廃止ということだが、総括質疑で当面の間は残すという答弁があった。どこかの時点で取り壊す予定なのか。もしくは状況が変わったらまた利用しようと考えているのかとの問いに、当面の間は存置していくというところで、例えば流作グラウンドであれば県の道路計画が事業化に向けた動きが進んでいると承知している。時期を見て撤去していくことになると考えていると答弁。

請願第1号 加齢性難聴者への補聴器購入費助成を求める請願について、委員より、加齢性難聴は日常生活やコミュニケーションに影響を及ぼし、高齢者の孤立や生活の質の低下にもつなが

り得る課題と考えている。外見からは分かりにくく本人が気づかないまま困難を抱えている場合もあることから、早期の把握や支援につなげていく視点が重要ではないか。制度の在り方や実施方法について検討すべき点はあるとしても高齢者の聞こえの課題に本市として向き合い、必要な支援の在り方を検討していくこと自体は大変意義のあることではないかと考え、賛成との意見がありました。

なお、本委員会において、請願第1号 加齢性難聴者への補聴器購入費助成を求める請願について、自由討議を実施いたしました。

採決の結果を申し上げます。

議案第10号から議案第15号、いずれも挙手全員により原案可決。

請願第1号、挙手少数により不採択。

以上が、福祉文教委員会に付託された議案に対する審査経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

以上で、委員長報告とさせていただきます。

〔福祉文教委員長 今原ゆかり 降壇〕

○議長（神谷直子） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、次に、予算特別委員長、長谷川広昌議員。

〔予算特別委員長 長谷川広昌 登壇〕

○予算特別委員長（長谷川広昌） 御指名をいただきましたので、予算特別委員会の御報告を申し上げます。

本会議より付託されました案件は、議案第22号から議案第29号までの8議案でございます。

委員会は3月12日と13日の2日間開催し、まず正副委員長の選出を行い、委員長には私、長谷川広昌、副委員長には野々山 啓委員が選出されました。

付託された議案8件について、12日、13日ともに委員1名欠席。当局は市長をはじめ関係職員出席の下、審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

審査方法について、一般会計予算については、まず一般会計全体にわたることについて審査、その後、歳入歳出ともに款ごとに、特別会計並びに企業会計については、歳入歳出一括にて審査を行いました。

それでは、主な質疑の概要を御報告申し上げます。

議案第26号 令和8年度高浜市一般会計予算全体にわたることについて、委員より、大変厳しい財政の中、予算編成をどのように取り組まれたのかとの問いに、限られた財源の中、これまで以上に既存事業の見直しを行い、経常経費を可能な限り削減した上で、限られた財源を重点施策に集中し、持続可能な行財政運営と市民の安心、安全な生活の確保の両立を図るための予算編成

に取り組んだとの答弁。

他の委員より、歳出の事業について、どのように優先順位を決めたのかとの問いに、經常経費に関する事業と臨時経費に関する事業を切り分けて予算編成事務を進め、經常経費については枠配分方式で各部局においてそれぞれ優先順位をつけて事業の見直しを行い、臨時経費については二役による採点により優先順位をつけたとの答弁でした。

1 款市税について、委員より、法人市民税の滞納繰越分の徴収率が昨年度に比べ大きく下がっているがなぜかとの問いに、令和7年度の状況を鑑みて設定したものとの答弁。

他の委員より、法人市民税の超過課税の導入を検討してもよいのではないかとの問いに、現時点では特別な事情が見当たらないため考えてはいないとの答弁がありました。

2 款地方譲与税について、質疑ありませんでした。

3 款利子割交付金について、委員より、昨年度より増額しているがその理由はとの問いに、金融機関の預金利子の増加により、交付対象となる利子割税収が増加したためとの答弁がありました。

4 款配当割交付金、5 款株式等譲渡所得割交付金、6 款法人事業税交付金については、質疑ありませんでした。

7 款地方消費税交付金について、委員より、昨年度より増収しているがどのような要因かとの問いに、他県から振り込まれる精算金収入の増加が見込まれるためとの答弁がありました。

8 款環境性能割交付金について、委員より、昨年度より減額しているがその理由はとの問いに、令和7年度末で廃止予定のためとの答弁がありました。

9 款地方特例交付金について、質疑ありませんでした。

10 款地方交付税について、委員より、基準財政収入額が基準財政需要額をどのくらい上回ったのかとの問いに、約2億円との答弁がありました。

11 款交通安全対策特別交付金、12 款分担金及び負担金については、質疑ありませんでした。

13 款使用料及び手数料について、委員より、美術館・図書館の使用料が計上されているがなぜかとの問いに、目的外使用料ということで、レストランやミュージアムショップの使用料を計上しているとの答弁がありました。

14 款国庫支出金について、委員より、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金が約倍増しているがその理由はとの問いに、補助メニューに発達の特徴がある子供へのアセスメント強化事業が追加されたためとの答弁がありました。

15 款県支出金について、委員より、校内教育支援センター支援員配置事業費補助金の内容はとの問いに、支援員が不登校の児童生徒に対して学習支援を行ったり、学校生活の不安や悩みの相談支援を行うものとの答弁がありました。

16 款財産収入について、委員より、高浜豊田病院駐車場貸付収入はどのような内容かとの問い

に、医療法人豊田会からの病院の事業用地と職員の駐車場部分の貸付収入との答弁がありました。

17款寄附金について、質疑ありませんでした。

18款繰入金について、委員より、財政調整基金の繰入金が10億円を超えているがなぜかとの問いに、歳入では税収の伸びがなく、歳出では人件費の高騰、物価の高騰など様々な要因が重なったためとの答弁がありました。

19款繰越金について、委員より、3億円計上されているがその考え方はとの問いに、例年どおりの考え方で計上との答弁がありました。

20款諸収入について、委員より、小学校給食費として2,236万9,000円計上されているが、保護者負担は無償化でゼロ円になると聞いているが、何が計上されているのかとの問いに、教員などの職員に対して徴収する収入との答弁がありました。

21款市債については、質疑ありませんでした。

次に、歳出につきまして、1款議会費について、委員より、議会の枠配分は幾らで達成率はどうだったのかとの問いに、枠配分は1億711万8,000円。予算計上額は1億746万円。超過率は0.3%との答弁がありました。

2款総務費について、委員より、DX推進事業の生成AI使用料が昨年度と比べて増額になっている理由はとの問いに、高浜市の独自データを組み込む機能の活用を予定しているためとの答弁。

他の委員より、防犯活動推進事業の夜間防犯パトロール委託料が計上されていないがなぜかとの問いに、令和8年度当初予算において事業の見直しを行い、当該委託事業の廃止をしたためとの答弁。

他の委員より、文書管理事業の訴訟等業務委託料が昨年度と比べ100万円減額となっているがその理由はとの問いに、3件の訴訟が2件に減ると見込んだためとの答弁がありました。

3款民生費について、委員より、避難行動要支援者支援事業に係る避難行動要支援者名簿に登録されている方は何名いるのかとの問いに、1,094名との答弁。

他の委員より、生活困窮者自立支援事業の学習支援事業業務委託料の内容と積算の仕方はとの問いに、ステップの関係の委託で業者からの見積りを基に金額を決定しているとの答弁がありました。

4款衛生費について、委員より、予防接種事業の高齢者予防接種通知業務委託料は、新型コロナとインフルエンザ両方同時に発送するのかとの問いに、経費削減のため1つの封筒に同封して発送しているとの答弁がありました。

5款労働費について、質疑ありませんでした。

6款農林水産業費について、委員より、排水路樋門維持管理事業に係る服部新田排水機場実施設計書作成業務委託料の目的はとの問いに、2台中1台が設置後34年経過し、老朽化のため更新

工事を予定しているためとの答弁がありました。

7款商工費について、委員より、商工業振興事業の三州瓦ブランド推進協議会負担金の内容と目的はとの問いに、三州瓦の販売促進及び出荷の増加を目指すPR活動の負担金、東京ビッグサイトでの展示会やSNS、テレビコマーシャル、イベント等での三州瓦のPRを組合と碧南市と共に実施をするためとの答弁がありました。

8款土木費について、委員より、市営住宅管理事業に係る市営住宅改修工事が9,176万8,000円計上されているが、対象となる市営住宅と改修内容はとの問いに、東海住宅の屋上外壁改修工事と芳川住宅の屋上外壁改修工事との答弁がございました。

9款消防費について、委員より、広域消防事業の衣浦東部広域連合負担金が昨年度と比べ約1億円増加しているがなぜかとの問いに、衣浦東部広域消防において、高機能消防通信センターの総合整備事業が約19億円、消防救急デジタル無線の更新に約6億4,000万円と大幅な施設改修費があり、これらの共通経費として高浜市相当分の分担金が増加したためとの答弁がありました。

10款教育費について、委員より、小学校給食運営事業において、アレルギーなどの理由で学校給食を利用せず弁当を持参している児童に支援はあるのかとの問いに、今現在、補助等の支援は考えていないとの答弁。

他の委員より、会計年度任用職員管理事業の会計年度任用職員給料の人数と金額が大きく増加しているがなぜかとの問いに、用務員業務委託を会計年度任用職員へ切り替えたためとの答弁がありました。

11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費については、質疑ありませんでした。

議案第23号 令和8年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について、委員より、保険料の負担軽減の観点から一般会計からの繰入れについてどう考えているのかとの問いに、今の段階で検討はしていないとの答弁がありました。

議案第24号 令和8年度高浜市土地取得費特別会計予算について、委員より、歳入の土地売払収入の内容はとの問いに、河川用地と代替地の用地を処分予定との答弁がありました。

議案第25号 令和8年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算について、委員より、歳入の自動車駐車場使用料の増額理由はとの問いに、一度、定期利用台数が減少したが、今現在は定期利用台数が徐々に増えているためとの答弁がありました。

議案第26号 令和8年度高浜市介護保険特別会計予算について、委員より、歳入の調整交付金について何%を見込んでいるのかとの問いに、2.15%との答弁がありました。

議案第27号 令和8年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について、質疑ありませんでした。

議案第28号 令和8年度高浜市水道事業会計予算について、委員より、令和7年度の1日の最大給水量と令和8年度予算の有収率の見込みはとの問いに、最大給水量は1万5,444立方メートル、有収率は94%を見込んでいるとの答弁がありました。

議案第29号 令和8年度高浜市下水道事業会計予算について、委員より、下水道接続率の向上のため現在の水洗便所改造融資あっせん制度の拡充は考えているのかとの問いに、現時点では変更する予定はないとの答弁がありました。

採決結果を申し上げます。

議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号は挙手多数により原案可決。

議案第25号は、挙手全員により原案可決。

以上が、当特別委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては議会事務局に委員会記録がありますので御参照ください。

以上で、予算特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

〔予算特別委員長 長谷川広昌 降壇〕

○議長（神谷直子） ただいまの予算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

一般議案について。

議案第5号、反対討論。

12番、柴口征寛議員。

〔12番 柴口征寛 登壇〕

○12番（柴口征寛） それでは、議案第5号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、日本共産党を代表して反対の立場で討論を行います。

本議案は、国民健康保険税の税率改定を行うものであり、所得割や均等割などの引上げに加え、新たに子ども・子育て支援納付金を課税項目として加えるものです。これにより、多くの世帯において負担増となることが見込まれています。

まず、今回の改定が市民生活に与える影響についてです。

現在、物価高騰が続く中で、国民健康保険の加入者は高齢者や自営業者、非正規労働者など、比較的、所得の低い方々が多いという特徴があります。そうした中での税率引上げは家計への影響が大きく、結果として保険税の支払いが困難となる世帯の増加につながることを懸念されます。

また、国民健康保険税には、被保険者一人一人に課される均等割や世帯ごとに課される平等割があり、所得の多少にかかわらず一定額を負担する仕組みとなっています。そのため、低所得世帯ほど負担感が重くなる構造となっていますが、本議案はこうした逆進性を有する制度の中でさらなる負担増を求めるものとなっており、公平性の観点からも問題があると考えます。

次に、財政運営の在り方についてです。

国民健康保険は、住民の命と健康を支える社会保障制度です。その運営に当たっては、加入者の負担のみに頼るのではなく、一般会計からの繰入れなどにより負担軽減を図ることも含めて検討すべきであると考えます。ほかの自治体においては子供の均等割軽減など独自の支援を行っている例もありますが、本市においてはこうした観点からの検討が十分とは言えず、結果として加入者への負担転嫁が優先されている状況にあるのではないかと考えます。

さらに、子ども・子育て支援納付金についてです。

子育て支援の重要性については十分に理解するものです。しかしながら、本議案ではその財源を国民健康保険税として上乗せして徴収する仕組みとなっています。

子育て支援は、本来、社会全体で支えるべきものであり、医療保険制度の枠組みの中で負担を求めることについては、制度の在り方として慎重な検討が必要であると考えます。

また、国民健康保険の加入者構成を踏まえれば、結果として負担能力の低い層により重い影響を与えることにもなりかねません。加えて、国民健康保険は、全国的に被保険者数の減少が続く中で1人当たりの負担が増加するという構造的課題を抱えています。

こうした状況において、単に税率を引き上げる対応は制度の持続性の観点からも望ましいものとは言えず、より慎重で丁寧な対応が求められます。

以上の理由から、本議案は市民生活への影響、制度の公平性、そして政策判断の在り方のいずれの観点から見ても課題があると考えます。よって、議案第5号には賛成できないことを申し述べ、反対討論といたします。

〔12番 柴口征寛 降壇〕

○議長（神谷直子） 次に、議案第5号、賛成討論。

1番、橋本友樹議員。

〔1番 橋本友樹 登壇〕

○1番（橋本友樹） それでは、議案第5号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、市政クラブを代表し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の改正では、保険料の負担が増えるといったところがやはり目につく。そこだけが目について、それをもってこれはいいのかという議論になりがちなんですが、本来であれば、今回は国民健康保険の制度自体、これをいかに維持していくかということが大変重要なことであると考えております。

国民健康保険、これは市民の安全と安心した医療を全ての人が受けられる、そのための皆保険制度であり、これを維持していくということは、市民の安全、生命と健康を維持していくそのために必要であると必要なものであるということは、皆さん御承知のとおりであると思っております。

県のほうから、標準保険税率というのが示されております。これに近づけていくということが、

今後この制度を維持していくためには必要であると示されております。

今まで高浜市においては、国民健康保険支払準備基金などを利用して保険税の軽減に努めてきました。今後もこれを維持していくためには、維持していくとなりますと、この基金は、枯渇することは目に見えております。では、一般財源から、一般会計から繰り入れればいかと云えば、今の高浜市の財政状況を考えますと、それもなかなか難しい。そんなふうに考えております。

この国民健康保険の制度を維持していくためには、被保険者に一定の負担をお願いする、それしか方法はないと考えても不思議はないと思っております。

今回、標準保険税率に近づけるそのものにせず、激変を緩和するために、まだある基金を流用し、少し軽減していくという方法も理解するところであります。

また、子ども・子育て支援納付金について、令和8年度から国は、子ども・子育て支援制度を開設、始めます。この制度は、この国の子供たちを国民全体で支えていこう、そういった趣旨であると理解しております。一部では、独身税ではないかとやゆする声もありますが、この国の将来、社会の将来を支えてもらう、その支えるべく子供たちを国民全体で市民全員で支えていくということは非常に趣旨として理解できるところであります。

保険税率が上がるということは、市民にとって、被保険者にとって負担が増えることであります。非常に心苦しくはありますが、安心した医療、安全な医療、健康な生活、そして将来を担う子供たちのためと思えば、これは理解していただけるものと考えております。

この子ども・子育て支援納付金について、国民健康保険の仕組みを使うのはどうかという意見もございましたが、広く皆様に負担していただく、その方法として、この国民健康保険税に上乘せ調整するという事は非常に理にかなっていると考えております。

以上をもちまして、この議案第5号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成とさせていただきます、討論とさせていただきます。ありがとうございます。

〔1番 橋本友樹 降壇〕

○議長（神谷直子） 次に、議案第12号、反対討論。

7番、福岡里香議員。

〔7番 福岡里香 登壇〕

○7番（福岡里香） 議長のお許しをいただきましたので、議案第12号 高浜市事務分掌条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

まず、本市の財政状況は、これまでも繰り返し厳しさが指摘されてきたところであり、危機的状況にあることは以前から明らかであったはずであります。そうした中で、なぜこのタイミングで行財政改革推進本部を設置し、改革を進めていくのか、その必然性が見えてきません。本来であれば、財政の悪化が顕在化した段階でより早期に具体的な改革方針を打ち出し、着実に取り組むべきであったと考えます。にもかかわらず、ここにきて推進本部を設置するという対応は、こ

れまでの取組の検証や総括が十分になされていないまま進められているのではないかと疑念を抱かざるを得ません。

とりわけ、副市長は、前市長の下においても、市政運営の中枢を担ってきた立場にあります。財政状況の厳しさが以前から明らかであったのであれば、こうした局面を迎える前に、より早い段階で改革の必要性を認識し、対応につなげていくべき立場であったのではないかと考えます。また、市長就任後、この半年間において、財政運営や改革に関する明確な方向性が市民や議会に対して十分に示されてきたとは言い難く、何が進み、何が変わったのかが見えない状況であります。これは単なる説明不足というレベルではなく、市政運営における優先順位や危機認識そのものが十分に共有されていないのではないかとという点において、極めて重大な問題であると受け止めております。

また、市民会議の在り方についても疑問を感じざるを得ません。市民会議は最大7名とされておりますが、公募による一般市民の参加は1名に限られており、市民の幅広い意見を反映する仕組みとしては十分であるとは言えません。さらに、その役割は助言とされており、このような仕組みが市民の意見を反映する手段として、本当に意味のあるものとなっているのか疑問に感じます。

加えて、本市は今後、市民サービスを大幅に削減していかなければならない状況にあることも十分に想定されます。そのような重要な局面においては、市民に意見を求める前提として、まず、本市の財政状況の厳しさについて、説明会などを通じて丁寧に説明し、市民との共通認識を形成していくことが必要であると考えます。その過程が十分でないまま、市民会議やパブリックコメントを実施するのであれば、市民参加の実効性は高まらないのではないかと懸念いたします。

さらに、パブリックコメントの実施についても、市民意見を把握する手段として一定の意義は認められるものの、スケジュールを見る限り、方向性が定まった後の意見募集となる可能性があり、形式的な手続にとどまるおそれがあり、結果として一貫性のない対応につながりかねません。

市長には大きな期待を持っていたからこそ、今回の進め方については強い危機感を抱かざるを得ず、極めて残念に感じております。

現在の本市の財政状況を踏まえれば、求められているのは新たな検討体制の整備ではなく、迅速かつ具体的な意思決定と実行であり、その判断について、市長自らが責任を持って示していくことであります。

こうした対応が十分に示されていない現状において、本議案に賛成することはできないことを申し上げ、反対討論といたします。

〔7番 福岡里香 降壇〕

○議長（神谷直子） 議案第12号、賛成討論。

2番、荒川義孝議員。

〔2番 荒川義孝 登壇〕

○2番（荒川義孝） それでは、議長のお許しをいただきましたので、議案第12号 高浜市事務分掌条例の一部改正について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をいたします。

令和8年度当初予算は、税金に対し、人件費及び物価の高騰が上回っている経常経費の乖離額が発生し、乖離額が大きければ大きくなるほど、財政調整基金からの繰入額が増加し、令和9年度当初予算編成後の財政調整基金は枯渇する見込みであります。

令和8年度に抜本的な行財政改革を着手することはマストであります。

令和7年12月議会の私の一般質問において、厳しい財政状況になるまで行財政改革などの対応を行わなかったのかとの質問に、令和5年、6年度ともに一部経費の削減にとどまり、構造的な歳出改革に至っていないとの答弁でした。社会情勢や市民ニーズの変化、その時局においての財政状況を踏まえ、財政運営を行ってきたと考えますが、令和7年度、特に下半期以降、状況はさらに深刻化したことから、行財政改革を唱えました。抜本的な構造改革を行う待ったなしのギリギリのタイミングで御決断をいただきました。

今回の事務分掌条例の改正は、行財政改革グループを設置し、市長直轄組織とした意義は大変大きいと思います。健全な行財政運営を確立するためには最善で最短の手法を追求していく体制が必要であります。これまで以上に組織運営の合理化や効率化に努めることにより、最少の経費で最大の効果を上げるとともに、事業の選択と集中の徹底を図り、歳入規模に見合った歳出構造を構築することで、行財政運営におけるレジリエンスの向上に取り組むことが重要となります。限られた経営資源を有効活用し、健全な財政基盤の確立と行政運営機能の強化を図ることで、質の高い市民サービスをつくり続ける行財政経営の実践を目指していく組織であると確信しております。

政治的・多目的組織である自治体は、合理的な経営の確保という観点から言えば基本的な構造問題を抱えています。法令などの目的ごとに区切られ、それぞれの目標で動いている分節的組織であり、縦割り主義をもたらす組織構造を持っております。

今回の行財政改革推進体制は、庁内横断組織であるワーキンググループを組織し、全庁的視点で政策運営を組織文化として定着を図りながら行財政改革グループをオーソライズいたしました。これによって、多目的で分節的な組織構造による予算、資源配分を巡る事業単位での競合、対立を抑え、事業に従事する職員は政策、予算のマネジメントの裁量の中で創意工夫を反映した市民サービスのリポートを可能とします。

行財政改革に成功した自治体は、首長のリーダーシップやトップダウンがしっかりと発揮されました。換言すれば、迅速な意思決定が必要条件であることが成功の要諦であります。待ったなしで行政、市民の皆様、議会、特に議員全てが一丸となって、枯渇が懸念される財政調整基金の残高の回復と歳入規模に応じた持続可能な予算規模を見極め、歳入に見合った再生、転換を図る

ため、大きな改革を俯瞰的に議論し、迅速な意思決定を行う。同時に情報を共有し、英知を集め、危機克服に向けて持続可能な財政運営のための起点となる本条例を基に、第一歩を踏み出していかなければなりません。

以上のことから皆様方におかれましても、本議案に御賛同を賜りますようお願い申し上げまして賛成討論といたします。

〔2番 荒川義孝 降壇〕

○議長（神谷直子） 議案第12号、反対討論。

13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第12号 高浜市事務分掌条例の一部改正について、反対の立場から討論をさせていただきます。

2月26日開催の全員協議会において、令和9年度当初予算編成時に財政調整基金が枯渇する見通しであることが示されました。

これは、初めて本市が深刻な財政危機にあることを示すものです。今後、市民サービスの大幅なカットは避けられず、災害やリーマン・ショックなどの経済危機への対応ができない状況です。

私はこれまで、このままでは財政が危機的な状況になると繰り返し申し上げてきました。

この危機的な財政状況を招いた原因は、令和4年3月に財政調整基金が将来10億円を下回る見通しになったにもかかわらず、抜本的な行財政改革に着手しなかったことにあると思います。

本市は持続可能な財政運営のために、将来の財政見通しが危ぶまれる場合には早く手を打つことを目的として、長期財政計画を作成してきました。これは、議員からの一般質問等を踏まえて、条例にも長期財政計画が位置づけられ、行政と議会との両輪で当初予算議決の前提としてつくり上げてきた財政運営の根幹となるものです。その長期財政計画において、将来の財政調整基金残高が10億円を下回る場合は、抜本的な行財政改革に着手すると規定していました。

しかし、令和4年3月公表の長期財政計画において10億円を下回る見通しになったにもかかわらず、抜本的な行財政改革に着手せず、結果としてこのような財政危機を招きました。

杉浦市長は、行財政改革に着手せず、財政危機をもたらした経営責任のある副市長を責任を曖昧にしたまま再任しました。

このような事態をもたらしたことの責任を取ることは、組織として当たり前のことです。市長のリーダーシップの欠如に愕然といたします。

また、財政を所管する総務部長が、行財政改革を先送りするように行財政改革に着手する基準を決裁を得ることもなく、議会に示すこともなく書き換え、行財政改革を先送りした責任も放置しています。財政を所管する部長としての責任を明らかにして、その適性を見極めるべきです。

4年前に抜本的な行財政改革に着手し、かわら美術館の廃止をはじめとする身の丈に合った財

政運営に転換していれば、ここまでの財政危機には陥っていないと思います。このような責任を総括することもなく、うやむやにしたままで市長直轄の行財政グループをつくり、全庁一丸となって行財政改革を推進するといっても職員の気持ちはついてくるのでしょうか。組織が機能するのでしょうか。どこの組織も権限と責任がセットでなければ、組織全体が無責任体質となり、経営危機をもたらします。今さらですが、本来ならば市長交代時に将来に向かうために体制を一新すべきではなかったのでしょうか。今後、市民に財政危機の責任を問われたときに、危機を招いた大きな責任のある人を留任させたままでは市民は納得しないと思います。

また、市長直轄という指揮命令系統に財政危機を招いた大きな責任のある方が健全な財政運営に向けた計画ができるとは思えません。職員の士気も上がらず、無責任体質により他人事となりかねず、行財政改革を推進する体制として適さないと思います。

次に、市長直轄組織で行財政改革を推進するという割には、行財政改革に向けた市長の覚悟は全く伝わってきません。市長は市長就任後、すぐに本市の危機的な財政状況を財政担当からレクチャーを受け、ここまで財政が厳しいとっていなかった旨の発言をしていたことから、現状把握はできていたはずですが、それにもかかわらず、2月26日に令和9年度当初予算編成時に財政調整基金が枯渇するというだけで、この半年間、財政危機への対応として市長は何をしてきたのでしょうか。財政が危機的な状況にありながら、この半年間で何の対策も打ち出していない現状を見ると、市長直轄の組織が機能するとは思えません。

逆に、時間もないこの時期に市長直轄組織をつくり、プロジェクトや市民会議を行うことは多くの時間を浪費させるだけのように見えます。

また、職員については、専任で配置すると答弁がありました。今までも繰り返し私は申し上げてきましたが、高浜市は断トツ職員数が少ない中で、新たな部署へ職員を配置することで、他の部署で職員の負担が増えることは、新たな、失礼しました。新たな部署へ職員を配置することで、他の部署で職員人員が減り、職員への負担が増えることは目に見えています。市長自身が決断すればいいだけのことを他人任せにしているようにさえ映ります。時間がない中では、既存組織を活用したほうが効率的です。プロジェクトを組織するという手法は手間暇のかかることで、時間がない中で効率的とは言えません。

例えば、事務事業の見直しでは、財政グループが主導し、優先順位をつけて市長が決断するだけの話です。これをどこまで権限があるか分からない数人のプロジェクトに丸投げして、その結果を受けて市民サービスを削減するように指示されても、各部局の理解が得られるとは思えません。各部局間の関係性が悪くなるだけではないでしょうか。公共施設の再構築では、既存の公共施設推進本部会議で検討し決定するだけの話ですし、組織構造改革プロジェクトでも市長の方針に基づき、秘書人事グループが組織を検討するだけで十分です。既存の組織を活用したほうが確実な効果や効力を発揮し、迅速的に事業が進められると考えます。

次に、権限と組織の在り方の問題です。

行財政グループのトップはグループリーダーです。その上に、市長、副市長がいるとはいえ、このグループリーダーは各グループリーダーと並列で各部局長より下の立場です。板挟みとなるのが目に見えます。グループリーダーがトップでは、庁内の混乱も懸念され、責任の所在や実効性に疑義が生じます。

次に、市民会議設置の問題です。

これも人任せにするような手間のかかることです。

市民サービスの削減に取り組まなければならない行財政改革は、スタート時点から市民の理解を得て推進していくことが最も重要です。

行財政改革グループが事務局を担い、行財政改革プランの策定及び推進状況について、必要な助言等を行う市民会議という名のつく会議体が何の役割を果たすのでしょうか。委員構成を見ても明らかです。経済界や産業界の委員を想定しているということですが、公募市民はたった1人です。市民1人の声だけとなると、偏った意見になる可能性もあります。

また、経済界は利害関係になりませんか。この時間がない中で、この市民会議で何ができるのでしょうか。市民の意見を聞くのであれば各地区での説明会をまず開催し、多くの市民の意見を聞くべきではないでしょうか。ついでに申し上げますと、財政状況が危機的であること、また、なぜこのような状況になったのかを速やかにまず市民に知らせるべきです。

次に、市長はこのままの状態で行くと、将来、財政調整基金がどのようなになるのか、具体的な数字を示していません。職員には知らせているとの答弁がありましたが、市民を代表する議員にさえ今後の見通しが示されていません。議会軽視も甚だしいと考えます。

また、行財政改革の目標値も明らかにされていません。どこを目指すのかも示さず行財政改革の数値目標も議会や市民に共有されないのは、行財政改革を推進する以前の問題です。このような状態で、市長直轄組織を立ち上げても機能するとは思えません。

次に、報酬削減の問題です。

行財政改革は、市民サービスの削減に切り込みます。行財政改革に臨むに当たり、市長直轄組織を立ち上げて臨むのですから、市長の覚悟として三役の報酬を大幅に削減するのは当たり前のことです。

自らの報酬の削減もしないで、市民サービスのカットに切り込めますか。そのような覚悟もないまま、市長直轄の行財政グループを設置したところで、市民の理解は得られないと思います。

様々な角度からこの組織が機能し、結果を残せるのかについて私は指摘しましたが、財政調整基金を10億円まで積むところまでいくとは到底思えません。

行財政改革に着手する以前の問題が多いことと、時間がない中で無駄に遠回りしている推進体制及び市長の覚悟や市民説明会の対応が全くできていないため、この議案には反対とさせていた

できます。以上です。

[13番 倉田利奈 降壇]

○議長（神谷直子） 暫時休憩いたします。再開は11時10分。

午前11時3分休憩

---

午前11時10分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、当初予算案について、議案第22号 反対討論。

7番、福岡里香議員。

[7番 福岡里香 登壇]

○7番（福岡里香） 議長のお許しをいただきましたので、議案第22号 令和8年度高浜市一般会計予算について、反対の立場から討論いたします。

現在、本市の財政状況は大変厳しいものとなっています。将来世代への責任という観点からも限られた財源の使い道については、事業の必要性や優先順位をこれまで以上に慎重に判断していく必要があると考えます。

今回の予算審議を通じて、事業を執行するか否かが曖昧なまま計上されていたものや答弁の内容が不十分であったことなどから、事業の必要性を十分に見極めた上で編成された予算であるのか疑問を感じる場面もありました。また、今後の財政運営を見通す上で重要となる長期財政計画について、議会に対する十分な報告や共有がされていないことは、予算審議の前提が十分に整っていないのではないかと考えます。

さらに、今回の予算案については、これまで議会において可決されてきた経緯があることから、今回も可決されるであろうとの認識の下、十分な危機感を持たずに編成されたのではないかと感じました。ほかの自治体においては、令和8年度当初予算が予算委員会において否決された事例もあると承知しております。また、議会で否決される可能性も視野に入れて予算編成を行っている自治体もあると承知しております。

加えて、部局ごとの枠配分予算についても取組に温度差が見受けられました。限られた財源の中で精査と工夫を重ねて努力されている部局があることは十分承知しており、そうした点を踏まえれば、本来であれば本議案に賛成したいとの思いもあります。しかしながら、予算全体として見たときにはなお課題が残されていると言わざるを得ず、賛成することができないことは大変残念であります。

なお、物価高騰の影響を受けている市民生活への支援として実施される水道基本料金の免除については、市民の負担軽減につながるものとして評価するところであり、また新たなリサイクル推進体制の構築に向けた取組についても、早期の開始に向けて着実に進められている点は評価す

るものであり、持続可能なまちづくりの観点からも重要な施策であると考えます。

一方で、行財政改革推進事業については、先ほども言いましたが、疑問を感じる点があります。

本事業では行財政改革市民会議の開催に係る委員謝礼やアドバイザー謝礼などが計上されていますが、本市の財政状況を踏まえれば市民会議に方向性を求める段階ではなく、市長自らが責任を持って具体的な判断を示すべき段階にあるのではないかと思います。

また、青色回転灯装備車両購入費補助金の事業には車両の購入費として1台当たり250万円、合計1,250万円が計上されています。地域の安全、安心を守る取組として、この事業の必要性そのものを否定するものではありません。しかしながら、本事業には、物価高騰対応重点支援地方創生交付金が活用されています。そもそも、この交付金は物価高騰に苦しんでいる市民の負担を軽減することを目的としたものであります。物価高騰の影響を受けた地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対し、安心、安全な地域の構築に係る費用の負担軽減を図る事業への活用が示されていることは承知しておりますが、国の推奨の対象に含まれているか否かにかかわらず、市の財源負担を軽減することを目的としてこの交付金を活用することは、本来の趣旨から見ても適切であるのか疑問を感じるところであります。

また、車両を購入することによって、物価高騰の影響に対する支援の効果を市民の皆様が直接実感できるものとなるのか。加えて、この交付金の趣旨に照らして市民の皆様の理解や納得が十分に得られるものとなっているのかについても疑問が残るところであります。

さらに、国の補助金とはいえ、その原資は国民の税金であり、本市の市民の皆様も納めている税金であります。その使い道として適切であるのか、また、その車両の金額が妥当であるのかについても改めて考える必要があるのではないかと考えます。

さらに、これまで市から貸与されていた車両が、今回の仕組みでは法人格を有していないまちづくり協議会の個人が所有する形となることから、代表者としての所有者責任や自動車税については負担してもらえとしても、納税義務は個人に発生することとなります。加えて、代表者の交代時や死亡時の手続、さらには相続など、運用上のリスクも大きいものと考えます。問題が起こってからでは遅い場合もあることから、制度設計については、より慎重な検討が必要であると考えます。

こうした課題を踏まえると、車両については市が購入し、無償貸与する方式、または補助率の引下げと責任分担の明確化を検討すべきであると考えます。また、仮に台数の確保が難しいのであれば、車両数の在り方についても見直し、まちづくり協議会全体での運用方法を工夫することにより、効果的な巡回体制を構築していくことも可能ではないかと考えます。

その上で、この事業に充てられている物価高騰対応重点支援地方創生交付金については、本来の趣旨に立ち返り、物価高騰に苦しんでいる市民の皆様の負担軽減につながる形で市民の皆様還元されるべきではないかと考えます。とりわけ、物価高騰の影響を強く受けている低所得の非

課税世帯に対し、優先的かつ迅速に給付を行うことこそが先決であると考えます。

議会には、市民の大切な税金の使い道についてしっかりと検証し、是々非々で判断するという役割があります。また、本市の現在の財政状況については、これまでの様々な判断の積み重ねの結果であり、私自身も含め、議会としての責任があることを踏まえ、今後の財政運営についてはより一層の慎重な判断が求められるものと考えます。

以上の理由から、本議案には賛成できないことを申し上げ、反対討論といたします。

〔7番 福岡里香 降壇〕

○議長（神谷直子） 議案第22号、賛成討論。

5番、野々山 啓議員。

〔5番 野々山 啓 登壇〕

○5番（野々山 啓） 議長のお許しをいただきましたので、議案第22号 令和8年度高浜市一般会計予算について、公明党を代表し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

初めに、本市を取り巻く状況は物価高騰の長期化、社会保障費の増大、さらには、南海トラフ地震への備えなど、これまで先送りされがちであった課題が今現実のものとして私たちの前に突きつけられております。こうした中、市長は、令和8年度予算を「共に創る予算」と位置づけ、限られた財源の中で、何を守り、何を見直し、何を未来へ託すのか、その選択と判断を市民と共有しながら進めていく姿勢を明確に示されました。これは単なる予算編成ではなく、本市の行財政運営を見直し、次の時代へつなぐための大きな転換点であると受け止めております。

さて、令和8年度の予算概要を見てまいりますと、一般会計は192億4,300万円、前年度比約16億円の減と、大きく規模を縮減した編成となっております。

その背景には、経済収支比率の高止まりによる財政の硬直化、そして、財政調整基金が10億円を下回る水準にまで低下しているという極めて厳しい財政状況があります。加えて、物価高騰や賃金上昇に伴う経費の増加が見込まれる中、防災対策、公共施設の長寿命化、少子高齢化への対応など、本市が直面する課題は待ったなしの状況であります。

こうした現実を踏まえ、本予算では財政調整基金10億円の確保を一つの基準とし、枠配分予算の徹底や事業の見直しを進め、選択と集中により、歳入歳出のバランスを整えた編成となっております。これは単なる削減ではなく、将来世代へ責任を果たすための持続可能な財政への再構築であり、極めて現実的かつ必要な判断であると評価いたします。

続きまして、本予算における主要な新規事業について申し上げます。

まずは、防災分野では全国瞬時警報システムの更新や防災倉庫の整備、さらには避難行動要支援者への支援体制構築など、ハード、ソフトの両面から防災力の強化が図られております。誰一人取り残さない防災体制の構築に向けた着実な前進であると評価いたします。

次に、地域の安全、安心を支える取組として、青色回転灯装備車両への補助が新たに計上され

ております。地域の見守り力を高めるとともに地域主体のまちづくりを推進する重要な施策であります。

また、DX分野では、生成AIの活用など業務効率化と行政サービスの向上に向けた取組が進められております。限られた人員の中で行政機能を維持、向上させるための時代に即した投資であると考えます。

環境分野においては、新たなリサイクル推進体制の構築や資源物分別拠点の再編など、持続可能な社会の実現に向けた見直しが進められております。さらに、排水機場の設計などインフラ整備においても、将来を見据えた取組が進められており、市民の安全を守る基盤の強化が図られております。

子育て、教育分野では、給食費の負担軽減が新たに実施され、物価高騰の影響を受ける子育て世帯への直接的な支援が図られております。あわせて、教育環境の整備も進められており、未来への投資として重要な施策であります。

また、水道料金の免除についても、市民生活に直結する支援として評価するものであります。

一方で、公共施設の見直しとして、老人憩いの家の解体なども進められておりますが、これは持続可能なまちづくりに向けた必要な判断であり、将来を見据えた再編の一環であると受け止めております。

以上のように、本予算は厳しい財政状況の中にあっても、市民生活に不可欠な分野をしっかりと守りながら、将来に向けた基盤整備と今必要な支援の両立を図った内容となっております。

また、同時に従来 of 事業や仕組みを見直し、持続可能な行財政運営へとかじを切った予算であると評価いたします。

以上のことから、本予算は本市の未来に責任を持つための現実的かつ前向きな選択であると判断し、議案第22号 令和8年度高浜市一般会計予算の賛成討論とさせていただきます。

〔5番 野々山 啓 降壇〕

○議長（神谷直子） 議案第22号、反対討論。

13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第22号 令和8年度高浜市一般会計予算について、反対の立場から討論いたします。

まず、これまで予算審議の前提となっていた長期財政計画が示されなかったことです。将来の財政見通しも示されないまま、無責任に令和8年度当初予算案に賛成することはできません。その上、財政危機に陥っているにもかかわらず、令和8年度当初予算案では、財政調整基金の取崩し額が10億円を超え、過去最大となっております。また、何度も申し上げますが、令和8年度予算編成後の財政調整基金残高は7億1,000万円ですが、この3月議会の補正予算において減収補て

ん債として、7億5,400万円借金をした上での7億1,000万円の財政調整基金残高です。

よって、この減収補てん債がなければ、この8年度予算編成後は財政調整基金枯渇どころか、赤字が4,400万円となっていました。

このような身の丈に合わない予算が編成され、令和9年度当初予算編成時には財政調整基金が枯渇すると言われ、誰が本予算に賛成できるのでしょうか。予算審議の過程においても、部局への枠配分方式による予算編成が機能しなかったことが明らかになりました。

市長は就任してから半年が経過していますが、何をしてきたのでしょうか。副市長は市長に何を助言しましたか。

総務部長は8年度予算につきましては、まだ財政調整基金7億1,000万円ございますので、当然、8年度中よほどのことがない限り、枯渇することはございませんので、そこを御理解いただいて審議のほうお願いしたいと思います。と、予算特別委員会で発言がありました。

枯渇しなければいいというレベルの話ではありません。

財政調整基金は、最低、最低でも10億円必要だと、この間、当局も認識しているにもかかわらず、まだ財政調整基金7億1,000万円ございますという言葉が出ること自体、あり得ませんし、いまだ財政運営に対し、甘い考えで進めていると感じざるを得ません。

よって、とてもこの予算に賛成できる要素はありません。

予算編成の中身については、あまりにも言いたいことが多すぎて、全てを述べることはできませんので、ポイントを絞って反対理由を申し上げていきます。

まず、市長は防災に力を入れたい旨を何度も申し上げます。

しかし、いまだ耐震のない公共施設が4施設あり、来年度も市民の利用について継続する予定となっています。このような状態で、防災の新たな政策に今後取り組むおつもりでしょうか。

市長には、まず市民の命と健康を一番に守っていただきたいと私は考えますが、命を守るおつもりはないのでしょうか。南海トラフ地震がいつ起こってもおかしくないときに、耐震のない公共施設を何年にもわたり、市民に使用させていることに対して疑問すら湧かないのでしょうか。

次に、吉浜北部保育園長寿命化改良工事に係る積算資料等修正業務委託料についてです。

私は、当初の予定から大幅に遅れ、老朽化が激しい吉浜北部保育園の改修工事がようやく進むと思い、今後の工事スケジュールをお聞きしました。しかし、当初予算に計上しているにもかかわらず、行財政改革の判断によっては執行しないこともあり得るとの答弁でした。本予算を計上する段階でこのようなことは検討しておくべきで、執行しないことがあるのなら当初予算に計上すべきではありません。この状態で議会に議決を求めること自体が議会軽視と言えます。

吉浜北部保育園は、私の子供たちが通園していた約25年前でも老朽化が著しい状態で、子供たちを通園させることにちゅうちょした記憶が鮮明にあります。以前にも申し上げておりますが、外壁のコンクリートのひさしが欠けており、応急的な処置は行われましたが、ひび割れがまだ存

在した状態で子供たちの安全が保証されていると思えない状態です。

平成27年度に公開された高浜市公共施設総合管理計画では、総合劣化度と保有優先度を掛け合わせた保全優先度一覧では、一番に改修すべき公共施設であったと理解しますし、大規模改修は平成31年度に計画されていました。よって、来年度も大規模改修が行われるのかどうか分からない状態はあり得ません。躯体に問題がなくても劣化による外壁の剥がれや落下は吉浜小学校でもあったことから、いつ被害者が出てもおかしくないと考えます。

3点目に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、まちづくり協議会の青パト購入費へ充当する件についてです。

これは、市の財政負担を削減することを目的に、本来は購入すべき購入費を国の交付金を活用して購入していると考えます。スーパーへ行くたび食料品が値上がり、市民生活に大きな影響を及ぼしていることは周知の事実です。市民が生活に苦しんでいるにもかかわらず、物価高騰対策として交付金を青パトの購入に充てることは、市民から理解がされるのでしょうか。

マスコミでは、お米券や商品券など全国各地において交付金の充当先について報道があり、近隣自治体においてもLINEクーポンや地域限定の商品券など様々な形で市民に還元されています。

また、高浜市ではこの交付金について、小中学校及び保育所、幼稚園の給食費の一部負担や水道料金4か月分の免除、そして青パトの車両購入費として1億4,666万9,000円充てる予定ですが、まだ残り1億7,667万4,000円の充当先が決まっていません。

昨年7月に国から交付が決定されていることから、当初予算にも計上されていないのはあまりにも遅いのではないのでしょうか。市民に直接交付金の恩恵があるような施策がいまだ示されないまま、青パトの購入費が予算計上されていることに驚きを隠せません。

高浜南部まちづくり協議会以外は法人格がなく任意団体であり、まち協代表者の個人名義で青パトを登録することになり、事故時の責任や自動車税の納税義務、保険契約の名義、代表者交代や死亡時の車の取扱いが不安定になるなど、多くのことが懸念されます。本来は市が責任を持って購入すべきところを、この交付金を活用するために個人が所有者となる青パト購入に補助するスキームで個人が所有者となる青パトに市が補助金を交付すべきではありません。また、5つのまちづくり協議会に対し、青パト購入のため、各250万円が予算計上されていますが、毎日パトロールするまち協はなく、南部まち協が週4回であとのまち協は週3回という答弁がありました。よって、全てのまち協に青パトを設置することは、財政的に不効率であると言わざるを得ません。逆に、夜間のパトロールをこれまで業者に委託していましたが、来年度から委託をやめてしまう予定です。一般的に、防犯対策は夜間のほうが必要であると考えますので、不安が残ります。

4つ目は、三役の報酬についてです。

本予算には満額の報酬が計上されています。行財政改革に着手するのであれば、まず市長が市

の責任者として自らの報酬を積極的に削減すべきです。そうでなければ、市民サービスを削減することについて、市民の理解を得られるのでしょうか。そもそも行財政改革に着手するのに報酬削減していない市長はいるのでしょうか。自ら報酬を削減する姿勢も見せないことに反対いたします。

5つ目は、このように市が財政危機にあるのに、まち協の繰越金の活用が十分でない点です。公共的団体なので、市の一般財源を使う前に全額まち協の繰越金を使ってもらうべきです。そこに十分に対応していない予算に反対です。

6つ目は、いまだ身の丈に合わないかわら美術館・図書館の事業費が1億7,715万2,000円計上されていることです。美術館の費用対効果についてどのようにお考えでしょうか。財政危機で、今後多くの市民サービスを削減せざるを得ない状態であるにもかかわらず、漫然と運営していくことに市民の理解は得られないと思います。

また、生涯学習については美術館だけが生涯学習施設ではありません。美術館のない自治体でも市の公共施設を利用して生涯学習が繰り広げられていますが、高浜市においては美術館以外での生涯学習の機会はあまりにも少ないと考えます。

近隣自治体の生涯学習を拝見しますと、刈谷市や碧南市は市民が興味を持って参加したくなるような企画を次々と繰り広げられています。残念ながら、高浜市民は気づかぬうちに生涯学習に参加する機会が少ないことから、その生涯学習に参加する企画が少ないことからその機会を失っています。

また、無駄に広い駐車場の借上げが続いています。

この身の丈に合わない事業費を放置しておきながら、行財政改革も何もないでしょう。

これまで繰り返し申し上げているにもかかわらず、改善されない予算編成に愕然としております。

7つ目は、広報紙の全世帯への配布です。

市長は町内会の負担を減らすため、町内会を通じた広報紙の配布を民間事業者に委ねる方式に変更することを掲げています。町内会加入者が昨年10月時点において45.2%で、現時点ではもっと加入率が減少していると答弁がありました。市民の半数以下にしか配布していないことから、市の情報が公平に届かない、市を分断している方式を継続しています。

よって、市長が掲げる「たかはま一心」に反しています。なぜ市長が掲げた政策をすぐに実行できる、やらないのでしょうか。

8つ目は、都市計画税の用途についてです。

都市計画税は、使い道が法律で定められている目的税です。したがって、都市計画税は用途が限られ、道路、公園、下水道などの公共施設の設備に使われます。

本予算では、下水道への繰出金として8億3,723万6,000円が計上されています。その都市計画

事業の内容についてお聞きしたところ、使途の説明は歯切れが悪く、明確な説明がなされませんでした。

都市計画税の使途については今後明らかにしていただきますが、現時点においては疑義が残っていますので、賛成できません。

市長から、重点取組事業として、防災力の強化につながる事業と教育環境の向上につながる事業を示しています。

防災力の強化につながる事業の全国瞬時警報システム更新事業については、令和7年1月付で消防庁より全国瞬時警報システムの新型受信機の整備について、通知文が各都道府県国民保護担当部局長宛てに出されており、全国的に取り組むことになっています。また、防災倉庫購入事業は、これまで計画してきたことを実行するだけのことです。

避難行動要支援者サポート体制整備業務委託料については、災害対策基本法の改正により市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられ、個別避難計画の策定が努力義務化された背景から行う事業となります。教育環境の向上につながる事業についても給食費の無償化は全国的に行われていることですし、小中学校の長寿命化改良工事や太陽光発電設備整備工事事業については、これまでの計画を遂行するだけのことです。

よって、全国的に行うべき事業及びこれまで計画してきたことを実行するだけのことではないでしょうか。そのほかにも、マシンスタジオ運営委託や地域日本語教育推進業務委託、地域交流施設等運営業務委託、学習支援事務業務など、地方自治法施行令167条の2の第1項第2号の随意契約理由には当たりませんし、契約の相手方や契約方法など指摘すべき事項が数多くあります。

反対要素があまりにも多すぎて時間が足りませんので今回は以上にしておきます。

ただ、一点だけ評価したい点について申し上げます。

それは小中学校の用務員業務について、高浜市総合サービスへの委託をやめ、直接雇用へと変更したことです。これまで高浜市総合サービスへ委託していたことで、校長をはじめとする学校職員による指揮命令が直接できませんでしたが、来年度からはその都度、必要な業務を直接指示し、やっていただけることで、効率的でかつ有効的な業務の進め方が可能となります。その上、55万円費用の削減にもつながったことから、一石二鳥ではないでしょうか。

小中学校給食調理業務の委託や幼稚園用務員業務の委託についても検討を進めていただきたいと強く要望いたします。

最後に、市長は財政運営に対し、事実の軽視、責任回避、説明責任の不履行をいまだ続けており、誠実にこの状況に向き合ってきたとは到底思えません。従来型の予算編成を繰り返したのみで、市長のリーダーシップが本予算には全く反映されていません。議会も緊張感もなく市長の言うことをただ追認することを繰り返してきたために、このような財政危機を招いたと考えています。議員としても、この深刻な事態を深く受け止めるべきです。

来年度、行財政改革を行うから賛成するという議員もいるかと思いますが、それは令和8年度予算に反映されません。そして、令和9年度以降について、現在どのようになるのかさえも分からない状態で身の丈に全く合わない令和8年度予算を議員の皆さんは賛成できますか。いま一度お考えいただきたいと強く思います。

以上で、反対討論を終わります。

[13番 倉田利奈 降壇]

○議長（神谷直子） 議案第22号から24号、26号から29号、賛成討論。

11番、鈴木勝彦議員。

[11番 鈴木勝彦 登壇]

○11番（鈴木勝彦） 議長のお許しをいただきましたので、議案第22号から24号、26号から29号までの令和8年度高浜市一般会計予算及び特別会計、企業会計について、市政クラブを代表して賛成討論を行います。

令和8年度当初予算は、「共に創る予算」と位置づけられ枠配分予算の実施によって、各部、各グループが中心になり、課題解決へ取り組む環境を整えて実施してきました。枠配分による自主性と透明性の向上は、市政運営の効率化と公正性にも寄与しております。持続可能なまちづくりの推進に大きく貢献すると考えます。

そこで、令和8年度主要・新規事業においては、地域内分権推進事業（青色回転灯装備車両購入補助金）では、市内各まちづくり協議会において、地域の安全確保や防犯活動の強化に大きな役割を果たしています。青色回転灯を装備した車両は見回りや巡回活動に活用され、犯罪抑止や住民の安心感向上につながり、市民に理解していただけるものと考えています。

防災活動事業（全国瞬時警報用システム更新費）では、災害時の情報伝達手段として、Jアラートの活用がますます重要になっています。Jアラートは、緊急地震速報や津波警報、武力攻撃などの危険情報を瞬時に市民へ伝えるシステムであり、迅速な避難や安全確保につながります。

継続事業では、DX推進事業（生成AI使用料）においては、近年、生成AI技術の進展により自治体職員の業務効率化や情報整理、住民対応など多岐にわたる業務でAIの活用が期待されています。

防災活動事業（防災倉庫購入費）では、地震などの大規模災害時に迅速に避難所を開設及び運営できる環境を整備するために、防災倉庫を令和7年度から9年度まで8基を整備するものであります。

公共施設（LED照明器具借上料）では、公共施設利用者等が安全に公共施設を利用できるよう、蛍光灯からLEDに照明器具への計画的な交換をします。

避難行動要支援者支援事業（避難行動要支援者サポート体制整備事業委託）では、災害時において自力避難が困難な避難行動要支援者に対して、個々の状況に応じた迅速かつ適切な避難支援が

行われる体制を構築するものであります。

水道事業会計繰出金では、水道基本料金の免除は物価高騰により経済的な負担を軽減するために物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

廃棄物処理事業（資源物分別収集「特別拠点」土地分筆測量業務委託等）では、資源物分別収集及び不燃物搬入場の利便性を向上し、リサイクル推進体制を図ります。さらに、廃棄物処理事業では、新たなリサイクル推進体制の構築に向けて、平成7年度から実施してきた町内会による資源物回収拠点の立ち番制度の廃止に伴い、今後も安定した資源物回収を実施していくため地域から市へと発想の転換を図り、市全体におけるリサイクル推進体制の最適化を目指すものであります。

排水路樋門維持管理事業では、服部新田排水機実施設計書作成業務委託では、芳川町及び春日町地内の農業用排水等を隣接する遊水池に貯留し、大雨等によって遊水池の水位が上昇した際に強制的に水を海へ排出するためのポンプ施設であり、老朽化対策として更新工事を実施するための実施設計を行うものであります。

小学校給食運営事業・中学校給食運営事業・幼稚園維持管理事業（給食費負担軽減）では、物価高騰による給食費の値上がりを小中学校の児童生徒及び幼稚園の園児がいる家庭に対し、給食費の保護者負担の軽減を図るものです。

以上が、令和8年度主要・新規事業の主なものであります。

高浜市の令和8年度予算を最大限に生かしていくためには、各事業の目的や効果を十分に理解し、市民や関係者と連携して取組を進めることが重要です。

例えば、防災活動やDX推進、LED照明の交換など、予算が充てられている施策ごとに進捗や成果を確認し、必要に応じて改善を図ることで、地域の安全や利便性、効率化を実現できます。また、市民会議などの場を活用し、意見を反映しながら施策の運営や評価を行うことで、透明性と納得感のある市政運営が可能となります。さらに、市民の声や地域の課題を丁寧に共有しながら、事業の在り方を定期的に見直すことが不可欠です。その上で、限られた予算を最大限に生かすためには、事業ごとに必要性や効果を検証し、選択と集中の視点で取捨選択を行う予算編成が求められます。

これにより、地域の実情に即した優先度の高い施策に資源を重点的に配分し、持続可能かつ効果的な市政運営を実現するための予算編成となっており、今後の厳しい財政運営に職員が果敢に取り組んでいると考えています。

次に、議案第23号、24号、26号、27号、28号、29号、令和8年度特別会計と企業会計の賛成討論を行います。

議案第23号 高浜市国民健康保険事業特別会計について。

国民健康保険事業は、市民一人一人の健康と生活を守るために不可欠な制度です。医療費の負

担軽減や安心して医療を受けられる環境の整備に大きく寄与しています。また、高齢化が進む現代社会において持続可能な保険制度の確立は、地域全体の福祉向上にも直結しています。平成30年度からは、都道府県が国民安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等に中心的な役割を担うこととなり、財政運営の責任主体として市町村ごとの国保事業費納付金を決定し、財政安定化基金の設置、運営に取り組んでいます。被保険者の個々の実情に応じて、賦課、徴収、保険料の決定、窓口負担軽減などの減免など、被保険者の特性に応じてきめ細かい保険事業を実施していますが、高齢化や高額医療費などの負担が増え運営状況は厳しいものがあると考えますが、引き続き、自治体としての任された責務をお願いいたします。

議案第24号 高浜市土地取得費特別会計について。

高浜市土地取得については、公共事業や市民サービスの向上を目的とし、必要な土地を取得し、地域の発展や住環境の整備に寄与するものです。土地取得費特別会計は、計画的かつ効率的な土地取得を推進するための財源確保と管理を行っています。これにより、将来のまちづくりやインフラ整備が円滑に進められる体制が整えられています。

議案第26号 高浜市介護保険特別会計について。

介護保険制度は、高齢者や要介護者の安心して生活できる社会の実現を目的とした制度です。市民の負担と行政の支援が一体となることで、必要な介護サービスを提供し、地域の福祉向上に大きく寄与しています。今後も高齢化が進む中、持続可能な制度運営とサービスの質の向上が求められています。

介護保険の問題点としては、財政の持続可能性やサービスの質の維持が掲げられます。高齢化が進むにつれて利用者が増加し、保険料や公費負担が拡大する一方で介護人材の不足やサービス提供体制の整備が課題となっています。また、利用者のニーズに応じた柔軟なサービス提供や負担の公平性が重要な検討事項であるが、引き続き、持続可能な財政運営に努めていただきたいと思います。

議案第27号 高浜市後期高齢者医療特別会計について。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者や一定の障害を持つ方々が安心して医療を受けられるよう設計された制度です。市の責任として大切な医療サービスの提供と医療費の負担軽減に努めることで、高齢者の健康と生活の質の維持に寄与しています。今後も高齢者人口の増加に対応し、持続可能な医療制度の運営が求められていますので、引き続き、状況を把握しながら、よりよい柔軟な取組をお願いしたい。

議案第28号 高浜市水道事業会計予算。

水道事業は、住民の生活基盤を支える重要な公共サービスであり、自治体は安全かつ安定した水の供給を責任を持って行う必要があります。また、災害時の対応や水質管理の徹底など、地域の特性に応じた柔軟な事業運営も重要となっています。

今後の課題としては、施設の老朽化への対応や人口減少に伴う収入減の克服が掲げられます。効率的な運営や計画的な設備更新を進めるとともに、災害時の対応力強化や水質管理の徹底も引き続き重要です。地域のニーズに合わせた柔軟な事業運営が求められています。

議案第29号 高浜市下水道事業会計。

自治体としての下水道事業は、公共の衛生環境を守り、地域住民の安全と生活の質向上には不可欠な役割を担っています。適切な維持管理や老朽化施設への対応、環境負荷の軽減などを求められ、計画的な設備更新と効率的な運営が重要です。また、災害時の迅速な対応や地域の人口動態に合わせた柔軟な事業展開も自治体は住民のニーズを踏まえ、持続可能な運営体制を構築することが下水道事業の基本となります。

以上のことから、令和8年度高浜市一般会計予算、特別会計、企業会計予算の賛成討論とさせていただきます。多くの議員の賛成をいただきますようよろしくお願い申し上げます、市政クラブを代表しての代表質問とさせていただきます。

〔11番 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（神谷直子） 議案第22号、23号、26号から29号、反対討論。

12番、柴口征寛議員。

〔12番 柴口征寛 登壇〕

○12番（柴口征寛） それでは、議案第22号、第23号及び第26号から第29号につきまして、日本共産党を代表して反対の立場で討論を行います。

議案第22号 令和8年度高浜市一般会計予算について。

令和8年度の一般会計予算額は192億4,300万円で、前年度比16億7,270万円の減となっています。本予算の編成に当たっては、厳しい財政状況の下、限られた財源の中で様々な工夫が重ねられてきたものと受け止めております。

こうした中で、物価高騰が長期化し市民生活や地域経済を取り巻く環境は、一層厳しさを増しています。さらに、国際情勢の緊張により、エネルギー価格は既に上昇しており、家計の負担は一層深刻化しています。本予算が市民生活を十分に支える内容となっているのかが問われます。

まず、歳入に関わる問題として、法人市民税の在り方について申し上げます。

予算特別委員会において、法人市民税の税率について質疑を行いました。当局からは標準税率を維持するとの従来の考え方が示されるにとどまり、積極的な検討姿勢は見られませんでした。

しかしながら、市の財政が厳しい状況にある一方で大企業を中心に内部留保が拡大している実態があります。資本金10億円以上の法人に対し、法人税割を標準税率6.0%から制限税率8.4とした場合、一定の増収が見込まれることから、も応分の負担を求める余地は十分にあると考えます。

また、法人市民税の超過課税については、全国的には既に多くの自治体で導入が進んでおり、総務省の資料によれば、全国776市のうち、約8割に当たる617市が標準税率を超える税率を採用

しています。さらに、東京都や大阪府など24の都道府県では、全ての市で超過課税が実施されています。

一方で、愛知県においては、38市のうち15市、約4割にとどまっており、全国的に見ても低い水準にあります。国内総生産第3位の経済規模を持つ愛知県において、このような状況が続いていることは、むしろ見直しが求められるべきではないでしょうか。物価高騰の影響が中小企業や市民に集中する中で負担能力に応じた課税の見直しを行い、その財源を市民生活の支援や地域経済の下支えに振り向けることが強く求められており、本市としても具体的に検討に踏み出すべき段階にきているのではないのでしょうか。

次に、歳出について申し上げます。

本予算においては、必要な施策も一定程度盛り込まれているものの、物価高騰に直面する市民生活への直接的な支援は十分とは言えません。とりわけ、中小・零細企業については、物価高騰の影響を受ける中で、引き続き、支援の充実が求められます。

一方で、評価すべき施策も含まれております。

水道基本料金の免除については、4か月間という期間の限定はあるものの、広く市民生活を下支えする支援として意義のある取組です。

また、小学校給食費の無償化については、長年求めてきた施策がようやく実現したものであり、子育て世帯への支援として大きな前進であると受け止めております。

しかしながら、こうした取組がある一方で、全体として見れば物価高騰の影響が長期化する中において、市民生活や地域経済を支える施策の規模や対象はなお不十分であると言わざるを得ません。

また、予算特別委員会における質疑を通じて一定の説明はなされたものの、限られた財源をどのように市民生活の向上につなげていくのかという点については、引き続き、検証と改善が求められると考えます。さらに、公共施設や教育環境の整備においても必要性は認められるものの、実施のスピードや対象の範囲については十分とは言えません。とりわけ近年の猛暑を踏まえた学校施設の環境改善や災害時の避難所機能の強化については、市民の命と安全に直結する課題であり、より迅速かつ一体的な対応が求められます。

以上のように、本予算は厳しい社会経済情勢の中で市民生活を支えるための財源確保や施策の優先順位の点において十分とは言えず、本議案には反対といたします。

次に、議案第23号 令和8年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について。

本予算は議案第5号において示された国民健康保険税の税率改定を前提として編成されており、多くの加入世帯における負担増を見込んだ内容となっています。

議案第5号の反対討論でも申し上げましたが、物価高騰が続く中、国民健康保険の加入者である高齢者、自営業者、非正規労働者など、所得水準の低い層に対してさらなる負担を求めること

は家計への影響が極めて大きく慎重であるべきと考えます。

その上で、本予算において特に問題と考えるのは、負担軽減に向けた姿勢が十分に示されていない点です。予算特別委員会の質疑において、当局からは、一般会計からの繰入れについて検討していないとの答弁がありました。

しかしながら、国民健康保険は社会保障制度であり、加入者の多くが低所得者であるという構造的な特徴を踏まえれば、保険税だけで支えることには限界があります。一般会計からの繰入れにより、保険税負担の軽減を図るという対応が他の自治体において行われている例もあり、仮にこうした対応を行わなければ保険税のさらなる上昇や未納の増加を招き、制度の持続性そのものに影響を及ぼしかねません。

また、税の使い道は個々の受益に応じて限定されるものではなく、地域社会全体の必要性に応じて配分されるべきものです。国民健康保険は、失業や病気など様々な状況において、市民の命と健康を支える制度であり、極めて公共性の高い分野であると考えます。

こうした観点からすれば、加入者の負担に依存するのではなく、一般会計からの繰入れを含めた公的負担の在り方について検討を行うことが求められますが、本市においてはその検討が行われていない点は問題です。

さらに、本予算は子ども・子育て支援納付金の導入による歳入増も見込んでいますが、本来、子育て支援は社会全体で支えるべきものであり、国民健康保険税として負担を求める仕組みについても課題があると考えます。

以上のように、本予算は加入者の負担増を前提としながら、それを緩和するための十分な対策が講じられておらず、社会保険としての国民健康保険の在り方として適切とは言えません。

国保加入者の命と健康を守ることを第一に考え、加入者の立場に立った運用を行っていただくよう求め、本議案には反対といたします。

次に、議案第26号 令和8年度高浜市介護保険特別会計予算について。

本予算については、現在の社会経済状況の下で被保険者に対する負担の在り方について、なお課題が残されていると考えます。

まず、国の財政負担の在り方について申し上げます。

調整交付金について、令和8年度は2.15%の見込みとされておりますが、本来この分を5%交付されるべきものです。国が本来負担すべき25%のうち、実際には20%に抑えられ、残る5%は後期高齢者の比率や所得水準によって変動する仕組みとなっており、これまで満額が交付されたことはありません。この構造的な国庫負担の不足が、結果として保険料や利用者負担へと転嫁されている点は大きな課題です。

次に、今後の制度改正の動向についてです。

現在、国において、介護保険の利用料について、2割負担の対象拡大が検討されているようで

すが、これが実施されれば必要なサービスの利用控えを招き、結果として重度化を進行させ、かえって介護給付費の増大を招くおそれがあります。制度の持続性を確保するためにも、負担増ありきではなく、必要なサービスを適切に利用できる仕組みを維持することが重要です。

また、本市の独自施策の在り方についてです。

これまで、上乘せサービスの廃止が行われた一方で、横出しサービスについては引き続き介護保険会計の中で実施されております。本来こうした市独自の福祉施策については、一般財源による福祉施策として実施することで、介護保険料の抑制につなげることが可能であり、検討すべき課題であると考えます。

加えて、障害者控除対象者認定書の発行の在り方について申し上げます。

本市では、要介護認定者に対して制度周知、これを行っているものの、申請に基づく発行となっており、結果として対象者の1割程度にとどまっている状況です。

一方で、他の自治体では対象者に対して自動的に送付する取組も行われており、制度の活用促進という観点からも、本市においても改善が求められます。税負担の軽減につながる制度であるにもかかわらず、十分に活用されていない現状は市民生活の配慮として不十分であると言わざるを得ません。

以上、申し上げたように、国の不十分な財政負担の下で被保険者への負担増が構造的に生じていること、さらに、市としても負担軽減に向けた十分な対応が図られているとは言い難いことから、本議案には反対といたします。

次に、議案第27号 令和8年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について。

後期高齢者医療制度については、2022年10月に75歳以上の医療費窓口負担に2割負担が導入され、さらに政府は3割負担の対象拡大を検討するなど、高齢者の負担強化も進められています。厚生労働省の調査においても、2割負担導入により、受診控えが生じていることが明らかとなっており、必要な医療の受診に影響が生じていることが指摘されています。

しかし、問題はこうした負担強化にとどまるものではありません。後期高齢者医療制度そのものが、75歳以上の高齢者を他の医療保険制度から切り離し、別枠の制度として位置づけるとともに、現役世代からの支援によって成り立つ仕組みとなっています。

本来、医療は年齢によって区別されるものではなく、誰もが安心して受けられる社会保障として、国が責任を持って支えるべきものです。現役世代もいずれは誰もが高齢者となります。そのときに安心して医療にかかる制度とするためにも、高齢者だけを切り離す現在の制度の在り方は見直されるべきです。

以上の点から、負担強化と年齢による区分を前提とした後期高齢者医療制度には、賛成をすることはできません。よって、本議案には反対といたします。

次に、議案第28号 令和8年度高浜市水道事業会計予算について。

豊川用水の上流部で建設されている設楽ダムですが、これは総貯水容量約9,800万立方メートル、総事業費3,000億円以上という巨大公共事業です。このような事業に過大な設備投資を行うことは、県の水道料金の値上げにつながる懸念があります。

先日の予算特別委員会においては、県営水道の供給単価の上昇に関する答弁がありました。高浜市は県水から100%受水していることから、本水道事業会計に与える影響は大きく、結果として市の水道料金にも影響が及ぶおそれがあります。

さらに、設楽ダム予定地については、過去に同様の地点で発電用ダム計画の調査が行われながらも、地質条件などの問題から撤退した経緯があるとされております。ダム湖に水がたまることによる地滑りや漏水、地下水への影響などを懸念する声もあり、安全性や環境面での不安がなお残されております。

加えて、今回の定例会においては、水道事業及び下水道事業の運営や経営について、調査、審議を行う審議会の設置に関する条例の制定が議案として提出されております。これは今後の水道、上下水道事業の在り方を検討していく動きの一つであると受け止めております。

こうした動きの中で、上下水道事業を取り巻く環境としては、人口減少による料金収入の減少、施設の老朽化、人材確保や技術継承の問題、課題などが指摘されています。また、県と関係市町による広域連携の検討についても経営基盤の強化や業務の効率化が課題として掲げられており、今後の事業運営の在り方によっては、市民負担の在り方についての検討が求められることも想定されます。

今回、4か月間の水道基本料金免除が実施されることは、物価高騰の下で市民生活を支える措置として一定の意義を持つものです。しかし、これはあくまで時限的な措置であり、水道事業全体の経営が今後も厳しいとされる中で、将来的な負担増への不安が解消されたとは言えません。設楽ダム建設に伴う影響への懸念に加え、今後の水道事業の運営の在り方が市民負担にどのように結びついていくのか、なお慎重な検討が必要です。

水道は市民生活を支える基礎的な公共インフラであり、その負担の在り方については、市民に新たな不安や負担をもたらすことのないよう、最大限の配慮が求められます。

以上の立場から本議案には反対といたします。

次に、議案第29号 令和8年度高浜市下水道事業会計予算について。

水質汚染対策として、公共下水道事業は環境衛生の観点からも極めて重要な事業です。本市においても、下水道の供用開始区域が拡大してきております。しかしながら、接続率の状況を見ると依然として課題が残されています。供用開始から相当期間が経過した区域においても、接続率は87.9%にとどまり、未接続世帯が一定数残り続けている状況です。

予算特別委員会においてこの要因について質疑を行いました。合併浄化槽の利用が接続率にどのように影響しているのかについての具体的な分析は示されず、早期に接続していただきたい

との説明にとどまり、課題に対する十分な認識が示されたとは言えませんでした。とりわけ、問題であるのは、下水道接続に伴う住民負担の大きさです。

現在、水洗便所改造融資あっせん制度が設けられておりますが、これは金融機関からの融資を前提とし、その利子を市が助成する仕組みとなっております。しかしながら、実績は年間2件程度にとどまっており、年金生活世帯など、そもそも融資を受けることが困難な方にとっては、利用しにくい制度であると考えます。それにもかかわらず、当局からは制度の見直しについて、現時点では考えていないとの答弁があり、現状に対し、問題認識や改善の姿勢が十分に示されたとは言えませんでした。

また、接続率についても100%を目指すとしながら、現実には伸び悩んでいる状況に対する具体的な打開策は示されておらず、このままでは未接続世帯が固定化されるおそれがあります。

下水道整備を進める上で、住民に過大な負担を求める現行の在り方を見直すことは不可欠です。国に対して財政的支援の拡充を求めるとともに、本市としても接続費用の軽減など、実効性のある支援策を講じることが強く求められます。

以上の点から、本予算については現状の課題に対する対応が不十分であると判断し、反対いたします。

以上をもちまして、反対討論いたします。

〔12番 柴口征寛 降壇〕

○議長（神谷直子） 暫時休憩いたします。再開は1時半。

午後0時17分休憩

---

午後1時30分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、請願第1号、賛成討論。

12番、柴口征寛議員。

〔12番 柴口征寛 登壇〕

○12番（柴口征寛） それでは、請願第1号 加齢性難聴者への補聴器購入費助成を求める請願について、日本共産党を代表して賛成の立場で討論を行います。

本請願は、加齢性難聴という外見からは分かりにくい一方で、日常生活やコミュニケーションに大きな影響を及ぼし、高齢者の孤立や生活の質の低下にもつながり得る課題に対し、本市としてどのように向き合っていくのかを問うものです。

加齢性難聴は、本人が気づきにくく、また周囲からも理解されにくいという特性があります。そのため、必要な支援につながらないまま困難を抱え続けてしまうケースも少なくありません。こうした課題に対し、本市として支援の在り方を検討していくこと自体に大きな意義があると考え

えます。

本請願は、補聴器購入費助成制度の創設や健診への聴力検査の追加を求めるものでありますが、制度の詳細を固定するものではなく、まずは本市としてこの請願にこの課題に向き合い、必要な施策の検討を進めることを求める趣旨であると受け止めております。この点においても、議会としてその方向性を支持することは妥当であると考えます。

また、本件については、委員会において自由討議が行われました。

私自身、紹介議員として、請願の趣旨に賛同する立場にありますが、同時に本市としてどこまで行政が関与すべき課題なのか、制度の在り方をどのように考えるのかといった点については、様々な視点から議論を深める必要があると考え、自由討議の実施を提案いたしました。その際、私自身としては、自由討議は必ずしも賛成者を増やすことだけを目的とするものではなく、むしろ議員それぞれの立場から様々な視点や意見を出し合うことに大きな意義があるのではないかと考えている旨を申し上げました。

自由討議では、委員それぞれの立場から本請願に対する受け止めや課題認識が示されました。賛成、反対という結論だけでなく、制度の在り方や行政の関わり方といった点についても様々な意見が出され、多角的な視点が共有されたものと受け止めております。こうした議論は、本請願の論点を整理し、理解を深める上で一定の意義があったものと考えます。

今回の議論を通じて本請願が提起している課題の重要性とともに、今後検討すべき論点も明らかになったのではないかと考えます。そうした議論の積み重ねを踏まえた上で、なお本市として加齢性難聴という課題に向き合い、必要な支援の在り方を検討していく方向性を示すことは重要であり、本請願の趣旨は尊重されるべきであると考えます。

以上の理由から、本請願に賛成するものです。

[12番 柴口征寛 降壇]

○議長（神谷直子） 続いて、請願第1号、反対討論。

10番、北川広人議員。

[10番 北川広人 登壇]

○10番（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、本請願について市政クラブを代表して反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、加齢性難聴により、生活上の不便を感じておられる高齢者の皆様の状況については十分に理解をするものであり、聞こえの問題への配慮が必要であることは言うまでもありません。しかしながら、本請願のように補聴器購入費を公費で補助する制度を創設することについては、慎重な検討が必要であると考えます。

賛成意見の中では、補聴器の装用が認知症予防につながるとの指摘があります。しかし、現時点では、補聴器の使用が認知症を直接的に予防するという科学的根拠は必ずしも確立されている

わけではなく、自治体が公費負担制度を創設する政策根拠としては十分とは言えないのではないのでしょうか。また、高齢者の社会参加を促すという点についても、社会参加を支援する施策は補聴器購入補助だけではなく、地域活動の充実や交通支援、居場所づくりなど、より広い施策によって進めるべき課題であると考えます。

さらに、加齢による身体機能の低下は、聴力だけに限られるものではありません。視力や歩行機能など様々な課題がある中で、特定の機器購入のみを公費補助することは、制度の公平性の観点からも慎重であるべきと考えます。

加えて、加齢性難聴は対象者が非常に多いことが見込まれます。一度、制度を創設すれば、財政負担は継続的に拡大する可能性があります。

さらに、補聴器は管理医療機器となります。後々、かかるであろう認定補聴器技能者による調整と言われるフィッティングやアフターケア、定期点検など、様々な費用が予想されます。

いずれにしても、限られた財源の中で防災や子育て支援などを含めて、優先度の高い施策とのバランスを考える必要があります。なお、重度難聴者については既に補装具費支給制度により、補聴器支援が行われておることを申し添えておきます。まずは、既存制度の周知や相談体制の充実などを図ることが現実的な対応であると考えます。

加齢性難聴は非常に対象者が多く見込まれると思われまます。高浜市においては、ぜひ、加齢性難聴の予防をPRするとともに、補助金等に関しては、国によって新たな政策を検討するように訴えていくことをお願いしておきたいと思ひます。

以上の理由から、本請願には賛成できないということを申し上げ、反対討論といたします。

最後になりますけども、討論は何を言ってもいいとよく言われます。賛同議員を1人でも増やす、そういう大事な役割があるものだということもよく言われます。

誹謗中傷に聞こえてしまうような討論を聞かされても、他の議員の気持ちは動きません。見ている市民もいらっしゃる中では、分別をもって討論をすることを望みますとお伝えして終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔10番 北川広人 降壇〕

○議長（神谷直子） 請願第1号、賛成討論。

13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 請願第1号について、賛成の立場で討論に参加いたします。

加齢性難聴は、補聴器を使うことで生活に必要な音を聞き取ることが可能となります。年齢とともに音が聞こえづらくなり、一般的には高い音から聞こえが悪くなりますが、高い音は初期にはあまり聞こえにくさを自覚することはありません。そして、ゆっくり進行することが多いため、気づかないうちに症状が進んでしまうことがあります。加齢性難聴は残念ながら根本的な治療法

は現在ありませんが、できるだけ早期から補聴器などを使って聞こえを改善し、言葉を聞き分ける能力を最大限に発揮することが非常に大事になってきます。

自治体によっては、加齢による難聴は早期発見が鍵といったアピールを積極的に行っているところもあります。聴力検査が加齢性難聴を防ぐため、あるいはそれを自分がそうになっているんだということを知るため、有効かどうか判断がつかないといった意見が自由討論の中でありましたが、検査結果によって、難聴を自覚すれば耳鼻咽喉科を受診する機会となり、早期発見につながると考えます。

そして、難聴になると、音として脳に伝わる情報が減ってしまうため、脳の働きが衰えやすくなるほか、難聴であることを気にして他者とのコミュニケーションを取らなくなり、結果的に認知機能の低下や社会的孤立につながる可能性があることは厚労省も認めています。孤立化による身体能力の衰えは、医療機関の受診や介護認定を受けることにつながります。また、認知症の発症により、介護保険の利用や施設の利用にもつながることを考えれば、補聴器を利用することで医療費や介護保険の削減にもなるのではないのでしょうか。

福祉文教委員長は、一律の助成については、慎重な検討が必要ではないかと感じておりますと御発言がありましたが、この請願は、一律の助成を求めているものではありません。補聴器の価格や調整等に個人差があるのは当たり前で、購入費に助成制度の創設を求めているものです。

また、福祉文教委員長は公明党議員であります。全国的に公明党の地方議員が補聴器の補助を各自治体に求めています。この請願に反対されるのでしょうか。また、高浜市の財政問題を理由に反対される議員もお見えでした。税金は、福祉や教育など身近な生活基盤を最優先に活用すべきところ、高浜市では unnecessary な土地を借りたり、逆に 1 団体にグラウンドを無償貸付したりと、ほかにも、あまりにも数多くの無駄な使い方を続けております。何を優先すべきかを考えれば、補聴器の助成は、柴口議員が岡崎市を参考に、高浜市に必要な費用は約 8 万円程度ということなので、高浜市としてできるところから始めていただきたいと思います。強く思います。

そして、給食費の国からの補助制度を引き合いに、国が制度として行うべき旨の発言がありました。給食費については、全国の各自治体が無償化を始めたことから、国としても制度を始めざるを得なかったと私は考えます。物価高騰により、年々日々の生活が苦しくなる中、高齢で仕事ができない市民の方々は年金が頼りとなりますが、その年金が増えることはありません。国民健康保険や後期高齢者医療保険の保険料も上がり、ますます生活が厳しくなるばかりです。

ぜひ、今回の請願を高浜市として少しでも実現していただければ、本請願に賛成いたします。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（神谷直子） 以上をもって討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第 3 号 指定金融機関の指定について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに

賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号 高浜市行政手続条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 高浜市犯罪被害者等支援条例の制定について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 高浜市水道事業及び下水道事業審議会条例の制定について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 高浜市上水道事業給水条例及び高浜市公共下水道条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 高浜市職員の旅費に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 高浜市事務分掌条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 高浜市障害者扶助料支給条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 高浜市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を求める条例の制定について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和8年度高浜市一般会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和8年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和8年度高浜市土地取得費特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和8年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和8年度高浜市介護保険特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和8年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和8年度高浜市水道事業会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和8年度高浜市下水道事業会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号 加齢性難聴者への補聴器購入費助成を求める請願について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。

採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

---

○議長（神谷直子） 日程第2 議案第32号 調停申立て等についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 議案第32号 調停申立て等について、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、不法行為により焼損した公共用トイレに係る損害賠償について、相手方と合意形成を図る必要があることから、裁判所に民事調停申立てなどを行うため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1 調停申立ては、市内在住者2名に対し、令和7年2月17日、午後6時頃に丸畑公園公衆用ト

イレを不法行為により焼損させたことにより、市が被った損害について賠償を行うとの調停を求めらるるものでございます。

2 訴えの提起は、損害賠償の調停において、目的達成に至らない、または必要があるときは、裁判所に訴訟を提起することができることとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 本議案は、不法行為により焼損した公衆用トイレに係る損害賠償について、調停を通じて解決を図ろうとするものであり、市の損害回復に向けた必要な手続であると受け止めております。

その上で、調停における基本的な考え方について、2点伺います。

まず、本件における損害の範囲についてであります。火災による原状回復に要する費用を基本とするものであり、利便性向上を目的とした改修部分については含まれないものと理解してよいのか伺います。

次に、本件はこれ未成年が関与する事案であるとされております。こうした点や更生の観点も踏まえ、市としてどのような考えの下で調停に臨まれるのか伺います。以上、2点お願いします。

○議長（神谷直子） 土木グループ。

○土木G（島口 靖） まず1点目でございますが、損害の範囲ということで、やはり基本的には損害賠償の対象となるところ、機能回復という部分が対象になるというふうにご覧でございます。

あと、2点目でございますが、この2点目につきましては、火災の原因者が未成年者であり、少年法及び個人情報保護の観点から、すいません、ちょっとお答えは控えさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今回のこれ損害賠償金を速やかにお支払いいただければ、多分この調停ということにはならなかったと思っておりますので、どのような経緯でこの調停に至ることになったのかについて、詳しくまず教えてください。

それから、今、損害賠償の対象となるところについてというお話があったんですけど、それは市として、幾ら見積もられているのかということが2点目です。

3点目といたしましては、今、特定任期付職員として弁護士の方がお見えなんですけど、今後その方がやっていけば特に弁護士費用というのは発生しないと思うんですけど、来年度から特定任期付職員として弁護士の方が見えるのかどうかもよく分からないので、そこの説明。

それから、弁護士をその職員とは別にお願いするのかどうかという点。で、お願いするのであれば、その理由についてもお聞かせください。

それから、今回こうやって調停の申立て等について出てくるんですけど、外部の弁護士に依頼するのであれば、その費用っていうのが発生してくると思うんですけど、今回そういった補正予算が載っていないものですから、そのあたりの御説明についても併せてお聞かせください。

あと、調停の申立てというのは。切りますか。どうしますか。

○議長（神谷直子） 切ります。

答弁をお願いします。土木グループ。

○土木G（島口 靖） まず、1点目の経緯というところでございますが、昨年9月に警察のほうから火災の原因者が特定されたとの連絡、情報提供を受けまして、10月に弁護士との委任契約を締結し、その後、弁護士のほうから相手方と話のほうをしていただきました。

その結果、2月に市が委託した弁護士のほうから、損害賠償については調停により相手方と合意を得る必要があるということの連絡を受け、今回、上程をさせていただいたものでございます。

あと、損害賠償につきましては、今後、調停により金額を決定してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（神谷直子） 行政グループ。

○行政G（久世直子） あと、最後のほうの特定任期付職員にお願いするのか、外の弁護士さんにお願いするのかということでしたけれども、少年事件ということもありまして、外の弁護士さんで今まで交渉してまいりましたので、そちらでお願いしたいと思っております。

また、費用の補正が上がっていないことにつきましては、今年度予算ではなくて、来年度の契約になりますので、来年度のちょっと当初予算でとりあえず動けるだけ動くというところがございます。以上でございます。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） すいません。まず、土木グループリーダーの2月の後から、ちょっと何ておっしゃってるのか聞き取れなかったもので、そこをちょっともう一回しっかり聞き取れるようにはっきり、申し訳ないんですけど、お答えいただきたいのと、あと、すいません、この損害賠償が幾らかっていうよりも、結局、市として損害を受けた、受けたのは幾らっていうふうに、これ積算されてるのはもちろんこれ積算されてると思いますので、そこをお聞きしたいっていうところと、あと、その今の答弁で10月に弁護士と任意契約って言ったんですかね、ちょっとそのあたりもちょうとよく聞き取れなくて、この弁護士っていうのがどこの弁護士なのかっていうのもよく分からなかったもので、そのあたりしっかり御説明いただきたいのと、今、行政グループのほうから、少年のそういった不法行為っていうことで外の弁護士と契約しましたってことなんですけど

ど、そこが意味が分かんないですよ。別に少年のことであったとしても、やはりしっかり弁護士資格を持つての方がお見えなので、なぜその方とやらないのかっていうことがよく分かりません。

今回、調停っていうことなので…

〔不規則発言あり〕

○13番（倉田利奈） 北川議員が何かお話していますけど、議長、続けてよろしいですか。

○議長（神谷直子） はい。

○13番（倉田利奈） よろしいですか。北川議員が何か言ってますけど、よろしいですか。

〔不規則発言あり〕

○13番（倉田利奈） よろしいですか、続けても。

○議長（神谷直子） はい。どうぞ。

○13番（倉田利奈） 何かおっしゃりたいことがあるのかなと思いましたので。

やはりこれ今回のこれに伴って費用が発生、外の弁護士の方に依頼するってのはこれ費用が発生してくる話で、私ははっきり言って能力がある職員であれば、職員でもできるんですね、調停っていうのは。もう、その次の訴訟になった場合は、やはり弁護士をお願いしなきゃいけないんですけど、そうなってくると、これ来年度も特定任期付の弁護士がいらっしゃるっていう理解でいいのかっていうことと、先ほど言ったように、その外の弁護士と来年度契約するっていうのが、ちょっと理由として私よく分からないので御説明いただきたいのと…

〔不規則発言あり〕

○13番（倉田利奈） いいですか、北川議員がまだ何かおっしゃりたいみたいですが、いいですか。

○議長（神谷直子） 議案の範疇でお願いしますね。

○13番（倉田利奈） 議案の範疇だから、聞いてるんですよ。

○議長（神谷直子） その調停の中の、調停の申立てを行うものとするという議案ですので、その調停の申立ての中身ですよ、その弁護士の方をどういうふうに依頼するかっていうのは。

○13番（倉田利奈） だから、聞いてるんですけど、何が問題があるんですか。理由を教えてください、議長。

議長、よろしいですか。

○議長（神谷直子） どうぞ。

○13番（倉田利奈） どこが議案の範疇でないかって、御説明いただけますか。私、議案の範疇のことを聞いてるんですよ。調停申立てについてっていうことで、これに関するのをちゃんと聞いてるんですよ。これによって費用だっとかかってくるし、費用がかからないやり方だってあるから、だからこそ聞いてるんですけど、なぜそれがいけないのかお聞きしたいんですけど、逆に議長。

○議長（神谷直子） 調停の申立てをするかどうかという議案ですので、調停の申立ての中身ですよね、そのどの弁護士に依頼するかどうかというのは。

〔「議長、13番。」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 13番、どうぞ。

○13番（倉田利奈） だから、この申立てをするっていうことによって、どういうふうになっていくのか、費用がかかるのか、かからないのか、いろいろ聞いてもいいじゃないですか。なぜそれがいけないのか全然分かりません。きちんとお答えください。

○議長（神谷直子） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 先ほど、行政グループリーダーのほうからお答えをしておりますけど、外部の弁護士に我々は相対的な判断をして依頼をしてきたと。だから、外部の弁護士に依頼するという事は、費用は発生しますということでございます。

それから、新年度が云々かんぬんって、任期付がどうするだ、どうのこうのって、この議案と直接は関係ないですよ。それはお答えできません。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） さっきの、すいません、まず答弁漏れ、お願いします。

○議長（神谷直子） 土木グループ。

○土木G（島口 靖） まず1点目でございますが、こちらのほう今までの経緯をお聞き、御質問でございまして、されましたので、10月に弁護士と委任契約を締結いたしまして、その後、弁護士の方から相手方と話のほうをしていただきました。

その結果、本年2月に弁護士のほうから損害賠償については、調停により相手方と合意を得る必要があるとの連絡を受け、今回、上程のほうをさせていただいた次第でございます。

あと、2点目のほうで、損害を受けたのは幾らかという御質問でございまして、こちらのほうにつきましても、機能回復工事で約1,600万円の費用を支出してございます。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔「議長、13番。」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 倉田議員、これで3回目になりますよね。

〔「3回目じゃない、今、ずっと1回目と…」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 1回目じゃないですよ。1回終わって、2回目終わりましたよね。

その質問に対して、質疑をされていたようなので、それは2回目だと思いますけど。

ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第32号 調停申立て等について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は2時10分。

午後2時4分休憩

---

午後2時10分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、議員提出議案の第1号と第2号の提出がありましたので、議会運営委員会を開催していただきたいと思います。

議会運営委員会の開催は、会議室1にてよろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午後2時10分休憩

---

午後2時25分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を始めます。

休憩中に議員提出議案が提出され、その取扱いについて議会運営委員会において協議が行われましたので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げ

げます。

休憩中に委員全員出席の下、議会運営委員会を開催し、議長に提出されました、議員提出議案第1号 高浜市議会委員会条例の一部改正について、議員提出議案第2号 高浜市議会会議規則の一部改正について、以上2件の取扱いについて検討しました結果、本日日程を追加し、議案の上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決の順序でそれぞれ行うことに決定いたしました。

引き続き、皆様の御協力をお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（神谷直子） ただいま議会運営委員長より報告がありました。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号について、これをこの際日程に追加し、それぞれを直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号を日程に追加し、それぞれを直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

○議長（神谷直子） 初めに、議員提出議案第1号 高浜市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番、鈴木勝彦議員。

〔11番 鈴木勝彦 登壇〕

○11番（鈴木勝彦） それでは、御指名をいただきましたので、議員提出議案第1号 高浜市議会委員会条例の一部改正について、提案理由を説明いたします。

新旧対照表を併せて御覧ください。

本議案は、私、鈴木勝彦、橋本友樹議員、荒川義孝議員、野々山 啓議員、今原ゆかり議員、福岡里香議員、岡田公作議員、北川広人議員、柴口征寛議員、黒川美克議員、以上を提出者として提案するものであります。

本案は、先ほど可決されました、議案第12号 高浜市事務分掌条例の一部改正による行政組織の改革に伴い常任委員会の所管について整備を行うもの及び標準市議会委員会条例の一部改正の内容を踏まえ、委員会における公述人による賛否等の申出について、オンラインにより行うことを可能とする規定を定めるものです。

改正の主な理由でございますが、まず行政組織の改革に伴う改正として、第2条第2項第1号中、総務建設委員会の所管として新たに行財政改革グループの所管に属することを加えるもので

す。

次に、委員会における公述人による賛否等の申出について、第24条に1項を加え、オンラインによる方法を可能とする規定を定めています。また、第28条では、公述人の意見の提示方法に電子情報処理組織を使用する方法を加え、第2項ただし書きを削り、オンライン出席を希望する公述人であっても、発声困難等の事由が想定されることから、文書もしくは電子情報処理組織を使用する方法による意見提示については、その状況に応じて委員会で許否を判断することとするものであります。

最後に、附則におきまして、この条例の施行日を令和8年4月1日からといたします。

説明は以上であります。全議員の賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

[11番 鈴木勝彦 降壇]

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 提出者の鈴木議員にまずお聞きしたいんですけど、改正の第2条の2項の行財政改革グループの所管に属することなんですけど、行財政改革グループっていうのは、市長の直轄っていうことでこの間ずっと御説明があったんですけど、今回総務建設委員会にそれを入れたということについての御説明、なぜ総務建設委員会なのか、御説明いただきたいのと、あと24条と28条の改正につきましては近隣市についてはどのような状況なのか教えてください。

○議長（神谷直子） 11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） なぜ行財政改革グループを総務建設委員会にということでもありますけども、内容によっては多岐にわたることがあるかと思えますけども、特に行政改革は、総務建設委員会に属する内容が多いと思えますので、総務建設委員会で議員の皆さん方の審議をいただくということにいたしました。

それと、24条1項オンライン方式、公述人、意見陳述、28条…

近隣市の状況は私は把握できませんので、事務方のほうでもし把握していることがあれば追加で答弁をお願いいたしたいと思えます。

○議長（神谷直子） 事務局長。

○議会事務局長（内藤克己） 各派代表者会議でも御説明させていただいておりますが、基本的に市議会標準会議規則あるいは委員会条例に基づいて改正しておりますので、各市同様な改正になっているものと考えております。

○議長（神谷直子） 各派で説明したとおりでございますので、よろしいですか、13番、倉田議員。いや、今の説明だけじゃなくて、もう説明しておりますけれども。

○13番（倉田利奈） 各派代表者会議っていうのは公開はされておりますけど、これ全然、会議録とか載ってませんので、あえてここでもきちんと御説明いただきたいと思って申し上げました。

○議長（神谷直子）　そういうことでしたら、オンライン手続に関することですので、オンラインだけではなく、やっぱりちょっとお耳の不自由な方とかも見えますので、筆記、手紙でもいいよっていうことになっています。以上でございます。

〔「何で議長がそれ説明するの」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子）　各派の議事の進行したのは私ですので、その説明を付け加えさせていただきました。

ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子）　御質問がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子）　御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子）　賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子）　討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第1号　高浜市議会委員会条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子）　起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第2号　高浜市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番、鈴木勝彦議員。

〔11番　鈴木勝彦　登壇〕

○11番（鈴木勝彦）　御指名をいただきましたので、議員提出議案第2号　高浜市議会会議規則の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

新旧対照表を併せて御覧ください。

本議案は、私、鈴木勝彦を提出者として、各会派の代表者を賛成者として提案するものであります。

本案は、標準市議会会議規則の一部改正の内容を踏まえ、会議等における通知等の手続について、オンラインにより行うことを可能とする通則規定を定めるものであります。

改正の主な内容でございますが、第158条の2に電子情報処理組織による通知等を、第158条の3に電磁的記録による作成等をそれぞれ新たに規定しています。

まず、第158条の2、電子情報処理組織による通知等の第1項及び第2項では、議会等における通知のオンライン化を可能とする規定を、第3項ではオンラインで行われた通知を文書により行われたものと同様にみなす規定を定めています。また、第4項ではオンラインによる通知の到達時期について定め、第5項では、署名、押印の取扱いを議長が定める規程で定める旨を規定し、第6項では、正当な理由がある場合に限り、部分的なオンラインを認めることを定めています。

次に、第158条の3、電磁的記録による作成等の第1項では、電磁的記録による文書等の作成を可能とする規定を定め、第2項では、第1項により行われた電磁的記録による作成等についても、文書等により行われたものと同様にみなす規定を定めています。

最後に、附則におきまして、この条例の施行日を令和8年4月1日からといたします。

説明は以上であります。

[11番 鈴木勝彦 降壇]

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第2号 高浜市議会会議規則の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（神谷直子） 日程第3 議会改革特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

議会改革特別委員会にて調査・研究・検討されております今後の議会運営の在り方等につきまして、高浜市議会会議規則第44条第2項の規定により、同委員長より中間報告を行いたいとの申出がありましたので、これを許可いたします。

議会改革特別委員長、北川広人議員。

[議会改革特別委員長 北川広人 登壇]

○議会改革特別委員長（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、議会改革特別委員会の中間報告をさせていただきます。

本年度の委員会は、昨年7月から本年1月までの間、第53回から58回までの6回開催をいたしました。

議題とするテーマは、反問権の明確化について、自由討議のあり方について、趣旨採択についてとなりました。

反問権の明確化については、反問権の導入目的や反問できる範囲を再確認するとともに、議論の充実、議員の説明責任の強化、議論の活発化、相互対話の促進等につながる制度となるよう見直すべき点があるかどうかの議論を進めてまいりました。

決定事項を申し上げます。

反問権については、議会運営に関する申合せ事項に規定することと賛成多数で決定しました。

その内容としては、反問の行使は、本会議等において議員の質問及び質疑の論点を明確にし、建設的な議論を深めることを目的とし、反問できる範囲は、質問の意味が不明なとき、または質問内容の確認、そして、2つ目として質問に対して疑問があるとき、3つ目として質問議員の考え方の提示の要求とすることとなりました。

また、一般質問において反問を行う場合の反問時間及びその答弁時間は、ともに質問時間に含める。さらに議員は責任を持って調査に基づく質問及び質疑を行い、反問に対して誠実に答えなければならないとしました。

次に、反問の流れは、反問を行う際は市長等は挙手をし、議長または委員長の指名を受ける。2として、市長等は議長または委員長の指名を受けた後、反問の趣旨範囲を明らかにし、反問の許可を申し出る。3として、議長または委員長は反問の許可を宣告する。4として、市長等は議長または委員長の許可を得た後、議員の質問に対して反問する。5として、議員は反問に対し回

答する。6として、議員からの回答後、反問を終了する際は市長等はその旨を述べる。7として、議長または委員長は反問が終了したと判断した場合は反問の終了を宣告することとなりました。

なお、施行日は議会運営委員会で決定し、令和8年4月1日とすることが賛成多数で決定いたしました。

次に、自由討議については、自由討議に委員外議員の参加を認める等の意見がありましたが、委員外議員の参加は認めないが賛成多数となりました。

自由討議をする議案は、各派代表者会議において、各派からの要望により検討し、議会運営委員会であらかじめ決定するであります。これに加えて、委員会開会中に委員の発議により決定するを追加をしました。また、議会運営に関する申合せ事項に規定することが賛成多数で決定しました。

なお、施行日は議会運営委員会で決定し、令和8年4月1日であります。

趣旨採択については、選択肢としては廃止をすることが賛成多数で決定しました。

なお、施行日は議会運営委員会で決定し、令和8年4月1日であります。

委員会では、多くの意見が出されており、活発な議論がされました。詳細は会議録が公開されておりますので御覧ください。

以上が、議会改革特別委員会の中間報告となります。

高浜市議会はさらに議会改革を進めるべく、議論を重ねていきたいと思っております。議員の皆様の御協力に感謝し、報告とさせていただきます。ありがとうございました。

〔議会改革特別委員長 北川広人 降壇〕

○議長（神谷直子） 以上で、報告を終わります。

---

○議長（神谷直子） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。

市長挨拶。

市長。

〔市長 杉浦康憲 登壇〕

○市長（杉浦康憲） 令和8年3月高浜市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る2月26日から本日まで29日間にわたり、同意3件、議案30件につきまして、御審議を賜り、誠にありがとうございました。それぞれに御意見、御可決、またお聞き取りをいただきましたことに心より感謝を申し上げます。また審議の中でいただきました御意見、御指摘につきましては今後の市政運営にしっかりと生かしてまいります。

まずは今回、御可決いただきました令和8年度当初予算を着実に執行し、市民生活に必要な施

策をしっかりと前に進めてまいります。

この後もお話をしようかと思ったんですけど、少しお話をさせて、閉会の挨拶の中でお話しさせていただきたいと思うんですが、いろいろと御意見をこの定例会中もいただきました。先ほどの討論もそうですね。いただきました。

私は市長になって半年ということで、自分自身、毎日のようにいろいろな報告や議案、相談、いろいろきます。そんな中で判断できることは判断するし、相談することは相談する。いろいろとやってきました。

その中で本当に皆さんから、僕はスーパーマンか無敵な人みたいな、進めてほしいという御要望がありました。もちろん自分もしっかりと努力しているし、職員さんの意見を聞きながら前に進めたいと思っておりますが、本当にそれも自問自答しながらやっております。

そんな中、議会というのは、トップが決めれば何か全部進むというような類の発言もよくありましたが、そうではないですよ。議会制民主主義の中の二代表制という制度の中で行われています。議会だけでなく、そうですね、皆さんネットで見ている方もいると思いますけど、会社の中でもそうです。社長が決めたから全て、はい、いいえですか。全て進むかといったらそうではない。いろんな予算もあるし、いろんな関係者もあります。そういった制度の中で自分はやっていくという覚悟でやっております。

そして、行財政改革グループ、今回、御議決いただきましたので、4月からそちらでやっていきますが、別にそのグループができたから、そこからスタートするわけでもなく、自分が就任した後もいろいろな相談を受け、いろいろな判断をし、やってきました。そして、それは自分だけでなく、現場にいる本当に一番最前線にいる職員さんというのは、そこを非常に意識しながら、それは今年だけじゃないです。高浜市の予算が厳しいというのは、別にこの1年、2年始まったことじゃありません。そんなことはみんな知ってると思います。そういった中で職員さんは日々、仕事をしていただいていると思っております。

行財政改革をするということで、財調、財調という話が出ましたが、財調が関係、もちろん関係ありますが、そうじゃないですよ。何が問題かということ、やはり収入に見合った必要性、高浜市の市政を運営していく。それが一番の基本であります。それがなかなか厳しい。年度において、収入が多い、少ないもあるし、不規則なことが起きて、予想外のことができる、起きてしまう。そういった中で財調を使っていくということですので、そこを今まで少し頑張りすぎた、市民サービスをしっかりとするために頑張ってきたからこそ、私は財調が少しずつ減ってきたのかなと考えております。

ですので、財調ではなく収入と支出を一緒にする。そういった市政運営というものに立ち返るということ。今回の行財政改革の基本だと考えております。とはいえ、1つの、もう本当にそうですね。今まで職員さんもそうです。今年もそうです。今までもそうです。1つの施策をカット

するなり、やめようと思うと、とっても多くの人に関わってます、金額の多寡にかかわらず。そういった中で調整していく、調整してきた中で、簡単に切れないということはたくさんあります。

それをしっかりと踏まえた上でこの8年度予算を組んでいただき、その後も見据えてやってほしいということは、常々、職員さんにも申し上げております。

何を守り、何を見直し、どう持続可能な市政につなげていくのか。様々な立場の皆様と共に考え、進めてまいりたいと思います。引き続き、議員の皆様、市民の皆様のお力添えをお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔不規則発言あり〕

○市長（杉浦康憲） 倉田議員、不規則発言です。よかったですか。

〔市長 杉浦康憲 降壇〕

○議長（神谷直子） これをもちまして、令和8年3月高浜市議会定例会を閉会といたします。

去る2月26日の開会以来、本日までの29日間、長期間にわたり議員各位におかれましては終始御熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。

会期中における議員各位の格別なる御協力に対し、深く感謝申し上げます。

今後とも、市民生活の安定と福祉向上、さらなる市政進展のために一層の御尽力をくださるようお願い申し上げます。閉会の言葉といたします。ありがとうございました。

午後2時52分閉会

---